

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 八 号

平成十六年五月二十日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 佐田 俊彦君

理事 左藤 章君 理事 佐藤 勉君

理事 滝 実君 理事 野田 聖子君

理事 伊藤 忠治君 理事 松崎 公昭君

理事 松野 頼久君 理事 榎屋 敬悟君

今井 宏君 岩崎 忠夫君

大前 繁雄君 岡本 芳郎君

奥野 信亮君 亀井 久興君

小西 理君 田中 英夫君

谷 公一君 谷本 龍哉君

西田 猛君 萩生田光一君

松本 純君 三ッ矢憲生君

山下 貴史君 稲見 哲男君

大出 彰君 川端 達夫君

黄川田 徹君 須藤 浩君

園田 康博君 田嶋 要君

高井 美穂君 寺田 学君

中村 哲治君 西村智奈美君

山花 郁夫君 若井 康彦君

河合 正智君 長沢 広明君

塩川 鉄也君 横光 克彦君

総務大臣 麻生 太郎君

総務副大臣 山口 俊一君

総務大臣政務官 小西 理君

総務大臣政務官 松本 純君

財務大臣政務官 七条 明君

厚生労働大臣政務官 竹本 直一君

政府参考人 須田 和博君

(総務省自治行政局公務員部長)

政府参考人 渡辺 芳樹君

(厚生労働省大臣官房審議官)

総務委員会専門員

石田 俊彦君

委員の異動

五月二十日

辞任

自見庄三郎君

若泉 征三君

同日

辞任

大前 繁雄君

園田 康博君

同日

辞任

若井 康彦君

補欠選任

若泉 征三君

五月十七日

シベリア抑留・未払い賃金問題の早期解決に関する請願(伊藤忠治君紹介)(第三三〇四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)(参議院送付)

〇佐田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局公務員部長須田和博君及び厚生労働

省大臣官房審議官渡辺芳樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇佐田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西村智奈美君。

〇西村(智)委員 おはようございます。この地共済に関する質疑、トップを切らせていただくことになりました民主党の西村智奈美です。

年金制度法案の本体の方は衆議院で成立をいたしました。今参議院の方に論戦の場が移っております。私たちがその経緯を注意深く見守っているところであります。

年金制度を私も勉強してまいりまして、非常に複雑でわかりにくい制度になっていること、このことを改めてつくづく感じました。そもそも、スタートしたときの考え方、そして改正のたびに追加えられてきた考え方、これが本当にモザイクのように入り乱れて、若い人たちはどこをどう切り取って見ていったらいいのかわからないという状況にあります。

年金制度に対する不信、不公平感、これはもうピークに達しておりますので、一日も早く抜本的な改革をしつかりと行つて、国民の皆さんから安心していただけるような制度に再編成をしていかなければいけない、そういう立場できょうの地共済の質問もさせていただきたいと思っております。

まず、一元化に関連してお伺いをしたいと思います。今回の法案、幾つかポイントが出されております。

すけれども、まずその重要な柱の一つは、言うなれば地共済と国共済との一元化だというふうに説明がされているわけでございます。この点については私も賛成の立場でおります。

昭和五十九年、このときの閣議決定では、公的年金制度全体の一元化を平成七年を目途に完了させるといふうにあります。これは、前後の文脈からいいますと、被用者年金のことを言っているんだと思えますけれども、その後の平成十三年の閣議決定では、「被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために」ということで、共済年金の一元化について言及をされております。

こういった中で言われております公的年金制度の一元化、これと今回の改正において言われております財政単位の一元化、この二つがどういふふうに結びついているのか。今回この財政単位の一元化を行う意義は何かということについてお伺いをいたします。

〇須田政府参考人 御質問の趣旨でございますけれども、今回の共済の一元化と公的年金全体の一元化との違いということでございましょうか。それとも、両共済の一元化の仕組みについてでございましょうか。恐縮でございます。(西村(智)委員「前者です」と呼ぶ)前者でございますか。

今回の地共済と国共済との財政単位の一元化につきましては、御指摘の平成十三年三月の閣議決定におきまして、被用者年金制度の一元化ということがございますので、これを受けた内容となっております。

また、一般的に言われております公的年金制度の一元化につきましては、平成十三年の閣議決定におきましては、「被用者年金制度が成熟化していく二十世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ」ということになっておりますが、今回の両共済の年金制度の一元化は、あくまで閣議

決定におきます。「両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。」という考え方に基づくものでございます。

○西村(智)委員 財政単位の一元化が行われるということでありませうけれども、国共済と地共済、制度上も公務員ということでも非常によく似ている、こういうふうに見受けられるわけでありませう。この際、制度や組織として一元化するということがお考えになっていらっしゃいますか。

○須田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正案における地共済と国共済の一元化は、ただいま申し上げましたように平成十三年の閣議決定に基づくものでございませうけれども、これは、両共済の組織、制度としては独立にしたままで、両制度間で財政調整を行いつつ、最終的に保険料を一本にするということにしているものでございませう。

この理由でございませうけれども、両共済とも、年金事業とあわせまして、医療保険及び福祉事業を一体的に運営しております。また、年金事業につきましても、それぞれの制度の成り立ちや特色、あるいは、これまでそれぞれの制度において自助努力による運営がなされた経緯などがございますので、こうしたことを踏まえまして、両制度の組織に新たな変更を加えないで財政調整をする方法が適当かつ現実的であることという判断によるものと考えております。

○西村(智)委員 私は、一元化は国共済と地共済の間でできないのかということもあわせて聞いたつもりでございます。今の御答弁ですと、そのことについてのお答えはいただけなかったというふうにお聞きでございますけれども、一元化についてもう一度お考えをお聞かせいただきたい、こういうふうにお聞きいたします。

○須田政府参考人 恐縮でございます。両共済の一元化と公的年金全体の一元化の違いということ……(西村(智)委員「いえ、二つ目に聞いたの

は、国共済と地共済の一元化はできないのかと聞いているんです」と呼ぶ)はい。

国共済と地共済という別個の共済制度でございませうけれども、その別個の共済制度の制度あるいは共済組合という組織がございませうけれども、その別個の組織あるいは制度はひとまずそのままとしておきまして、それぞれの制度の財政単位といひますか、年金の給付の計算をする単位を一つにまとめていこうというものがここで申し上げております財政単位の一元化でございませう。よろしゅうございませうか。

○西村(智)委員 国共済と地共済の一元化はどうなんですかというふうにお伺いをしたつもりなんです、二点目につきましては。そのことについては、もう一度、重ねて財政単位の一元化の中身を御説明いただいただけでした。これ以上やっても時間が過ぎていくばかりだと思ひますので、先に進みたいと思ひます。

今の御答弁は、別個で存在していくことが現実的であるというふうな御答弁であったかというふうにお聞きいたします。では、これは別個で存在している共済制度そのものを本当に将来維持することができるといふか、このことについての見通しはどうでしょうか。

地方公務員共済は、共済年金の中でも比較的財政状況がよいというふうに向つておりますけれども、公務員人口そのものもこのところ微減傾向だといふふうにお聞きいたします。今後とも制度そのものが維持できるというところについて楽観できる状況なのかどうか、そして、あわせて、職員の減少といふことについて、市町村合併がこれからもつともっと進んでいくと思ひますけれども、そういったことなどは考慮に入れているのかどうか、この点についてお伺ひいたします。

○須田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の両共済の財政単位の一元化でございませうけれども、これは、先ほど申し上げましたように、両方の財政単位をまとめることによりましてより安定的な運営を可能とするということを基本

としてゐるものでございませう。従前以上に安定的な運営を可能とするものでございませうが、そうした財政単位を行う中で、基本的には、サステナブルな、維持可能な制度ということを念頭に置いているわけでございます。

今後の見通しといたしましては、現在、この財政再計算をきちんとするというのが本年十月に想定しております、この十月の段階で共済組合連合会が財政再計算をすることとなっておりますので、確定的なことを申し上げますことはできませんけれども、基本的には、給付水準を厚生年金の給付水準と同じくしております。

また、両共済におきましては、これまでの経緯もありまして、一定の積立金というのがございませう。したがって、現在の推定的なものでございませうけれども、厚生年金の加入者よりも共済年金の加入者の減少傾向がより早かつたとしても、将来的にも安定的な運営が可能と見込んでいこうとございませう。

○西村(智)委員 大臣にお伺ひをしたいと思います。お聞きしたいと思つております。これは、小泉首相がおつしやつておられますとおり、年金制度の一元化については議論が進んでいくというふうには私共期待をしております。そこで、先日サインをされました三党合意を受けて、この一元化の問題についてお伺ひをしたいと思います。

民主党は、多様な働き方、そして、世代間の不公平感をなくす、持続可能な制度をつくる、こういった考えから、職業による格差をなくすことを中心といたしまして、全国民共通のいわゆる一元化された年金制度を提案してまいりました。このことについては、もう最初から最後まで、昨年十一月の総選挙のときのマニフェストからきょう現在も、そしてこれから参議院での審議の中でも変わっていくことはないというふうに向つておりますけれども、大臣は、この三党合意を受けまして、どういふ考え方で一元化を進めていくつもりでしょうか。あるいは、どういふふうに進んでいくことが望ましいというふうにお考えですか。お

聞かせください。

○麻生国務大臣 西村先生の御質問の最初のところと後の部分と、二つあるんだと思うのです。

先ほど答弁がありましたように、平成十三年三月十六日の閣議決定で、国家公務員共済及び地方公務員共済は、財政単位の一元化を前提として実施するとされております。それに基づいて、今回、地共と国家公務員共済と一緒にする話をしてゐるんですが、その第二のところに、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、検討を急ぐというのが上がつてきているところなんです。

今回の五月六日の三党合意のときは、国民年金を含む一元化問題が検討の対象となつていふことは私も承知をしておりますが、私も総務省としては、御存じのように、国家公務員共済の保険料率は四・三八％、地方公務員は一・三・〇三％、差額は一・三五％あるという現実が今もそこにあるから、そういったものでいきますと、地方公務員と国家公務員とは率が違つておるといふのが一つ、これは、一元化するためにはこれを平準化しなきゃいかぬというのをいきなりあしたからというわけにいきませんから、時間をかけて、一応五年をめどにして、まずこの財政単位の一元化を図つていこうというのが今回お願いをしております第一点なんです。

それで、公的年金の全体の一元化につきまして、これは三党合意も得て、やつていかないかぬところですが、今回のNHKの世論調査を見ても、とにかくわかりにくいというのに対する不満が八三％か四％かだったと記憶しますが、そういうものを仮に一元化しようと思つたと、これは、一番多分問題なのは、自営業という方々の所得が幾らかというのが捕捉できるかというところが一番問題。

それから、働き方もいろいろあるので、勤めてやめて、また勤めてというふうなことになるっていったときに、そこがきちんと追えるか、きちんとフォローできるかといひますと、各会社がきちんとしていたらいいかどうかも、また本人が

それだけちゃんと申告しているかどうかということになりますと、これは多分、個人一人当たりの背番号制が何かを個人個人で持たせないと、なかなか全体をきっちり捕捉することは不可能ということになると思います。

傍ら、サラリーマンのはきちゃんと取られていて、きちんと取られている方がいきなり一緒にされて、足りていない分も払えと言われたら、それはきちんと払っている方は、何でおれたちがそれを払わないかぬのかということになります。

そういったいろいろな難しい問題がありますので、これは三党いろいろ御検討をいただいて、私も一元化するのにはこしたことはないと思いいますけれども、いきなり、払っていた人と払っていない人とみんな一緒と言われたら、それはなかなか難しいので、どこか一定の区切りにおいて、ここからは一緒にします、これから上は違うとか、いろいろなことを考えないと、なかなか御納得をいただけるようなところにもならぬ。

また、個人の年金ということになりますと、その部分につきましては、プライバシーのどうたらという話がまた出てくると、これは、総背番号制という名前もただだけかもしれませんが、そういうったようなきんとして個人にしないと、この種の話は全体で捕捉する、公平を得て納得を得るといふのはなかなか難しいんじゃないかな、そこが一番問題かなというのが、大臣個人としてどうかと聞かれれば、その点だと存じます。

○西村(智)委員　なかなか難しいのではないかな、それは私たちも全く同感です。一朝一夕にできるというふうには思いません。

だけれども、このままほっておいていいのかどうかと聞かれれば、やはりそうではないだろうというふうにも思うのです。一定の経過期間、措置期間を経てしっかりと共通の年金制度をつくっていくということについては、これからは私たちが積極的にいろいろな提案をさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次なんですけれども、今度は法案の中身についてお伺いをしたいというふうに思います。

厚生年金の制度に準じて今回の地共済の改正が行われる、同様の改正を行うというふうな書かれている部分がありますけれども、そもそも、条件が一致していない、異なる厚生年金とどういうふうにお伺いをしたいということがございます。

まずお聞かせいただきたいのが、厚生年金と同様の改正を行った点はどこでしょうか。そしてまた、その理由をお聞かせください。同時に、厚生年金と異なる改正を行った部分、それはどこかというところ、その理由をお聞かせいただきたい。つまり、共済年金を今回も厚生年金に準じて改正した理由は何かということなんですけれども、お聞かせください。

○須田政府参考人　お答え申し上げます。

今回の改正におきましては、地共済年金の給付面につきまして、現在厚生年金と同様の仕組みであるものにつきましては厚生年金と同様の改正を行うこととしております。これは、地共済年金の給付の設計、給付の仕組みでございますけれども、これは昭和六十年の年金制度改正以降、基本的には厚生年金と同じ内容としていることによるものでございます。

一方、負担の面、すなわち保険料率でございますけれども、この点につきましては、厚生年金がいわゆる保険料水準固定方式を採用するのに対して、地共済年金では、給付水準について厚生年金と同様の調整を行った上で財政計算を行い、厚生年金と同様の調整を行うこととしてございます。この理由でございまして、地共済年金は財政状況や成熟度が厚生年金と異なるものでございまして、保険料水準を厚生年金と同様にすることは困難と考えております。

また、このほかの点でございまして、厚生年金の改正とは異なっている、今回の法律の中での非常に大きな点でございまして、一つは、地共済と国共済の先ほどの財政単位の一元化

という点がございまして。これは国共済と同様に行っているものでございます。また、さらに、地共済独自の大きな柱としましては、市町村の共済組合の長期給付事業の一元的処理という内容を盛り込んであるものでございます。

○西村(智)委員　お伺いしたかったんです。厚生年金が保険料水準固定方式をとっているけれども、共済年金の方はそういう方式はとらない。そういうふうにした理由は何かというと、成熟度が違うというふうなお話であったかというふうに思うんですけれども、それはすつと受け入れられる理由なのかどうか、果たして妥当な理由と言えるのかどうかというところについては疑問があることをちよつと一言つけ加えておきたいというふうに思います。成熟度が違うということ、厚生年金と異なる改正を行った点があるという説明にはいささか納得できないものがございまして。

それで、共済年金の議論のときに、やはり厚生年金と同様に、債務超過がどうなっているのかというところについてはぜひとも知っておきたいというふうにも思うのです。地共済の債務超過は全体でどのくらいの数字になっているんでしょうか。お示しをください。

○須田政府参考人　お尋ねの債務超過という点でございまして、これは平成十一年の財政再計算結果に基づきます給付債務と財源構成におきまして、過去期間に対応した給付現価のうちどれだけ将来の保険料でやるか、あるいは将来期間に対応した給付現価のうちどれだけ将来の保険料に上って対応するか、そういうふうな趣旨のものを整理したものはございまして。

その結果によりまして、まず、過去期間に対応いたしました給付現価のうち将来の保険料の引き上げによつて賄う分が六十八兆七千億円、また将来期間に対応した給付現価のうち将来の保険料の引き上げによつて賄う分が六兆九千億円となっております。

ただ、この数字でございまして、御案内のように、現在の制度が基本的には世代間扶養と

いうのを基本的な考え方として運営しておりますので、そういうふうな制度をあえて積み立て方式の考え方で算出したものでございますから、これをもちまして、例えば年金制度上の積み立て不足、そういうことを時々言われる方がございますけれども、そういった趣旨のこととはまた違ひますし、また、いわゆる企業会計における債務超過とも若干意味合いが異なるというものでございまして。

○西村(智)委員　きのうも私、今御説明をいただいたような数字の書かれております資料を実は持つてきていただいております。この「地共済の給付現価と財源構成」という資料ですけれども、これは総務省の方でおつくりになった資料ですか。確認します。

○須田政府参考人　総務省の方でつくりました資料です。

○西村(智)委員　先ほど、これは債務超過と言え性質のものではない、あるいは積立金不足というふうな性質のものではないというふうにおっしゃいました。

ここに、いわゆる私たちが一般的に債務超過と呼んでおります分、過去期間に対応した給付現価の中でどうしても足りない部分が出てくる、将来期間に対応した部分についても六・九兆円、全体で見ると、比率としては低いですが、そういう部分が出てくる、これは将来の保険料率の引き上げにより賄う分だ、こういうふうな表現をされておりました。

これを私見しましたときに、そちらで持つておられる政策的な意図を示すものであつて、客観的な認識を妨げる、そういう表現ではないかというふうに思いました。本当に価値中立的に表現するのであれば、財源手当てのない債務額であるというふうな表現するべきではなかったかと思ひますけれども、なぜこのような表現にしたのでしょうか、お聞かせください。

○須田政府参考人　今回のこの資料につきましては、もともと前回の財政再計算の結果を厚生年金

あるいはその他の共済年金等がその財政状況を把握するためということでのような形で作成したものでございますけれども、その段階では私どもまだ十分な計算ができていなかったものを、後ほど厚生年金あるいは他の共済年金と平仄をそろえるような形で、その段階で出ておりました厚生年金の資料のつくり方をもとにしまして、それに合わせて作成したものでございます。

○西村(智)委員 計算の数字がどうのこうのということではなくて、やはりこの部分の表現についても、厚生年金と同様の給付現価及び財源構成の資料に倣ってつくったものであるというふうな理解をいたしますけれども、これは保険料の引き上げですね、将来の保険料率の引き上げにより賄う分ということでありまして、これは何かというと、保険料の引き上げにつながっていくわけでございます。

こういう簡単な図で、数字のことを言っているのではありません。厚生年金が保険料率を引き上げるといふことに倣って地共済の方も保険料率を引き上げ、そしてこの部分を賄うのだというふうな図で、しかもこういう短い審議時間の中でこのことを提案し、通そうということについてはどういうふうにお考えですか。

○須田政府参考人 現在の地共済年金の制度でございますけれども、基本的には、現在は段階的に保険料を上げていく、世代間の扶養を前提としまして、保険料は成熟に合わせて段階的に上げるといふような考え方をとっております。したがって、どうしても過去の期間に対応しますというところで全体の制度をつくらなければならないというふうに思います。

そういう意味で、どうしても積立金では足りない部分というのがありますから、それは将来段階的に上げる中で、それを徐々に埋めていくといましようか、その原資を確保していくというのが基本的な制度の仕組みになっておりますので、

そういうことを前提にしまして、今の状況をわかりやすく説明するというところで作成したものでございます。

○西村(智)委員 社会保険料の引き上げということについて、どうも税の引き上げと比べると議論は薄いのではないかと、私、この間ずっと思っております。社会保険料の引き上げのときには、税の引き上げよりも国民の反対の声は生じにくいのではないかと、そういう意図もあるんじゃないか、疑い深い方ですからそういうふうな思っってしまうわけでありまして、実際に、国税総額と社会保険料全体で比べますと、社会保険料の方が二〇〇三年度の当初予算で五十五・六兆円、これは国税総額の四十三・九兆円を上回っております。こういう状況の中で、その社会保険料を構成している最大のものは年金保険料である、このことについてもっと真剣に考えてみる必要があるのではないかと、こういうふうな考えています。

どうも今回の年金法案は、国民の皆さんから理解も得られていないし、納得も得られていないようでありまして。五月の十七日、各マスコミの世論調査を見ますと、年金法案を今国会で成立させるべきではないと答えている方が六割から七割に上る、こういう数字でございました。今回の改正を提案している総務省の方では、こういった国民の声をどういふふうな受けとめているのか、それを聞かせていただきたいと思っております。

○須田政府参考人 私ども行政に携わる者として、日ごろ国民の皆様方がどのようなお気持ちでいるかということにつきましては、十分な注意、関心を払っているつもりでございます。

ただ、今回の御審議いただいておりますこの法案につきましては、やはり全体の年金制度改革の中で、厚生年金などとしつかり歩調を合わせたものとして共済年金につきましても必要な見直しをしていきたいと思います、将来の共済年金の安定的な運営ということがやはり難しくなるのではないかと、ということもございまして、そういう意味で、

こういうふうな形での改正案を御審議いただいているものでございます。

○西村(智)委員 多少勘案しなければいけないと思うのは、総務省の方には国庫負担を決めるという直接的な権限はございませんから、こちらの方での専管事項ということになりますと、給付と負担のあり方を見直す、給付の抑制と保険料の引き上げしかなければいけないか、そういう状況の中でこのような法律の提案にならざるを得ないのかということについては、多少思いをめぐらす必要があるのかというふうに思います。

しかし、そういう省庁の枠にとらわれ続けている中でつくられた年金制度、働き方が本当に多様になった今の時代にもう合わなくなっている。省庁の枠を超えて再編成をする必要があるというふうにはお考えになりませんか。

○須田政府参考人 働き方が多様になったというように御指摘につきましては、私どもも、例えば地方公務員におきましてもだんだん多様な働き方がふえてきておりますし、また、そういうふうな形に対応したような制度というのを少しずつでも導入したいということで取り組んできているところでございます。

ただ、もう一つ御指摘のありました省庁全体を超えたということになりますと、今回の共済法の改正におきましては、まず閣議決定で、指摘されております両共済、これは同じ公務員という共通の職務ということに着目して考えられているものと理解しておりますけれども、そうしたもののから着実に実施するのが適当なのではないかと考えております。

○西村(智)委員 年金制度の将来についてどの程度真剣に考えているか、その度合いが十分ではないということが今の御答弁からうかがい知ることができました。

私はやはり、この過去債務と言われる部分、財源手当てのないこの不足部分についてはどういふふうに手当てをするかということについて、基本

に立ち返って議論をする必要があるのだというふうに思います。保険料の引き上げなどという数字合わせのことだけでは、年金に対する国民の信頼は回復できない。年金制度を再編成する責務が私は政府・与党にあると思います。そのことを一言つけ加えまして、時間があると思いますので質問を続けます。

厚生年金ではポイント制を導入することとしておりますね、年金個人情報通知というんでしようか。共済年金ではどのようになっておりますか。見たところ、文言が見えないのですけれども、地共済で導入をしないというふうな決めた、導入しないということになっているとすれば、そのようになった理由は何か、聞かせてください。

○須田政府参考人 ポイント制の関係でございますけれども、確かに、御指摘のように、国民年金及び厚生年金におきましては、年金制度への理解を深めるための仕組みとしていわゆるポイント制の導入を予定していると承知しております。

しかしながら、共済年金におきましては、まず、職種等の区分に応じた七十八の共済組合で具体的な事務処理を行っております、比較的きめ細かく組合員の方からの相談への対応とか情報提供を行える体制となっているのが一つございます。

また、もう一つ、地共済の組合員の給料体系でございますが、基本的には地方公務員の給料が国公準拠となっておりまして、また、常勤職員を原則として対象としているということもありますので、雇用形態も基本的には組合員の方全体が非常に類似したものとなっております。したがって、保険料の納付実績などにつきましても、同年代では大きく変わることはないということもございまして。

こういったことから、保険料納付実績や年金額の見込みなどの情報提供を行った上で、さらに点数化した表示を通知するということは、地共済年金にしましては必ずしも必須なものではないの

ではないかということを考えたところでございます。

なお、年金制度に対する理解と信頼を高める必要性につきましては我々も重々承知しているところでございますので、被保険者の方に対する年金の情報提供につきましては、その内容や提供方法などの一層の充実が図られるよう、関係の共済組合に対しましてその周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○西村(智)委員 私は、厚生年金でポイント制が導入されるということを伺ったときに、果たしてそれは効果をもたらすだろうかということを逆に心配した方なんです。

非常にコストがかかる、時間もかかる。けれども、実際にそのことによって本当に国民にわかりやすい年金情報の提供になるのかどうか。これはいまだに実は判断しておりません。技術的な問題があること、あるいは、平均年金ポイントは毎年一・〇だそうでありましてけれども、その一・〇という数字を毎回毎回受け取ることでできる人は極めて少数だろう、圧倒的な多数は恐らく一・〇以下なんだろうというふうに思うのです。そういうものを受け取った人が本当に年金制度を信頼しようと思うか、将来の給付がこれで安心だというふうに思うかどうか、そのことには決してつな

がついていかないというふうに考えているんですね。

ですから、むしろ私は、これはもう問題が非常に多いので、導入は安易にすべきではないというふうに思っております。

済みません、最後、どうしてもお伺いをしたいことがあります。雑駁で結構ですけども、厚生労働省の方からお聞かせをいただきたいと思うのです。

社会保障全体の中の年金制度のあり方、これはやはりきちんと検討すべきときではないか。私たちの世代は、そろそろ親が年金受給世代に入りまして、これから体がだんだんきかなくなり、八十以上になると恐らく多くの方々で痴呆があらわ

れるということになってまいりますから、そのときにご自分で個人で面倒を見るべきなのか、そういうことについては非常に見えにくいところであります。

私たちが最も心配なのは、家族が倒れたときに子供がどこまで面倒を見なければいけないのか、そのことをぜひとも明確に示していただきたいと思うのです。ですから、こうした年金制度の設計に当たりましては、医療と介護とそして税制のあり方を含めて、総合的な検討が必要だということふうに思います。そういう指摘も恐らく各所々なされているというふうに思いますけれども、厚生労働省のお考えをお伺いします。

○佐田委員長 簡潔にお願いします。

○渡辺政府参考人 大変大きな御質問でございますので、足らざるところあるかとは思いますが、けれども、御承知のように、社会保障全体を見るときで、例えば二〇〇四年度、八十六兆円の給付費のうち、約五割、四十六兆円が年金ということでございまして、社会保障制度の大宗を占めている大きな屋台骨であると考えております。

こうした年金制度が世代間扶養の考え方によって行われており、今簡単に白地に絵をかくような議論がなかなかできない、四十兆円以上の給付を出している、こういう世界であるということ踏まえ、また、今世代間のお話がございましたけれども、長男、長女時代と言われる昨今において、お二人のカップルに四人の親御さんがいらっしゃる中で、公的年金制度というものが果たすべき基本的な役割というものを大切にしていかなければいけないという点と、国民経済との調和、支える側は本当に支え切れるかということを十分考えていかなければならないと思います。

また社会保障制度、先ほどの五割のそのほかは医療あるいは介護を中心とした福祉、こういうことになるわけでございますが、高齢期における医療や介護というものは、年金収入というものをきちんと前提とした高齢者自身による御負担ということも基礎に入っているものでございますので、

全体に関連した、一体的な見直しというものをしたいというのが基本的な姿勢であろうかと思っております。今般衆議院で修正されました点も、その点の御指摘があると思います。

来年に予定された介護、それからその先の医療改革におきましても、さまざまな議論があります。その大前提として、今般の年金改革というものが先送りのできない課題であるということ、一日も早い成立を望んでおるところでございます。

○西村(智)委員 時間ですので終わります。ありがとうございます。

○佐田委員長 次に、稲見哲男君。

○稲見委員 稲見哲男です。憲法調査会の質疑とかけ持ちで恐縮でございます。

この質疑に参加するにつきまして、少し戸惑いがございます。といいますのは、私自身が地共済の受給権が発生をしているということ、一方で、民主党は年金の一元化ということで、一方しまして、四月の二十八日の厚生労働委員会のあ

の強行採決に私も抗議で参加をしておりました。今の地共済とは少し性格が違うかもしれませんが、けれども、厚生年金法、私は、十四年間連続値上げの法案であり、しかもそれで安定はしないというふうに思っております。厚生年金の加入者数あるいは運用利息、予定出生率、平均余命、このいずれかの数字が違つてくれば、今の法案でも財政は安定をしないということでございますし、そういう意味では、特にこの値上げによって厚生年金の加入者数に非常に空洞化が生じるのではない

か、こういうふうに思っております。

そういう意味では、やはりこの現在の政府案については一たん廃案にして、国民の皆さんと一緒に与野党ともに十分な議論をして、年金制度の抜本改革、これを実現すべきではないか、こういうふうに思っております。

そういう意味で、具体的な質疑に入る前に、これは通告をしていないので恐縮ですが、一つだけお聞きをしたいと思っております。

幾つかの仮定があるんですが、例えばこの地方公務員共済組合法が総務委員会、衆議院で可決をされる、同じように国共済なり私学共済も参議院に行く。しかし、厚生年金法を中心にした関連法案が廃案になったときに、この地方公務員共済組合法の改正案というのはどうなるのか。

例えば、少し見ますと、給付については厚生年金法と準じているということでございます。今回の法案でも、第三の育児休業手当の問題、第五の国家公務員共済年金制度との一元化の問題、あるいは第六の市町村の共済組合の長期給付事業の一元的处理の問題、これはこの法案独自の問題でございますが、本体のところは廃案になった場合に、まず公務員部長にお伺いをしたいと思います。

○須田政府参考人 厚生年金の方の改正がなかったという場合に、私どもの今回の改正案の中では厚生年金法を引用している規定がたくさんございまして、そちらの方の関係で、やはりいろいろな形で問題が出てくるだろうと思っております。

それからもう一つ、切り離してというようなことでなんでしょうけれども、これはちよつと今まで余り考えてもいなかったものから、特に財政単位の一元化ということになりますと、ある程度将来の全体の見越しながらあわせて検討してきたこともございますので、余り想定していたことはございません。

○麻生国務大臣 通告のない御質問でしたので、ちよつと公務員部長に押しつけるのめいかがあるのかと思っております。考え方を言わせていただければ、基本的には、私どももこれはぜひあくまでも成立をさせていただきたいというお願いで、関連してくるところが余りにも多いものですから、地方公務員共済につきましては、これはいろいろこれまでも指摘があるところでもありますし、今いろいろな意味で、守秘義務を含め、負担を負っているところもいっぱいあります。何となく公務

員共済の方がよくてほかのところが給付が悪いみたいな話をしているのも、それもちょっと違うんじゃないかなという感じもいろいろありました。ですから、私どもとしては、この際、この地方公務員共済につきましてはぜひとも通していただ

いて、いろいろな意味で、先ほど西村さんからの御質問にもお答えをいたしましたように、時代とともにいろいろな問題が起きてきております。年金の一元化の話を含めて、こつちが人口が減ってきた、物価は下がった、いろいろな例も出てきております。夫婦で四十年間勤めてというのがスタンダードになっているけれども、それもおかしいじゃないか等々、いろいろこれまでも厚労委員会で話のあつておるところで、確かに四十年間夫婦二人ずつという方が減っているんじゃないかなと思うぐらい例がいっぱいありますので、この種の話はちよつと、真剣にいろいろな例を突き合わせてみないとわからぬ時代になってきているんです。

ではそれがスタンダードで決め手かという話まで戻っていかないとかなかなか、すべてに関係してくるところなので、今言われたように、これがもしだめになった場合はこつちもというところろは、だめにならない前提で私どもも考えておりますので、ぜひこのためにも通していただければと思っております。

○稲見委員 通告していなかったもので、遠慮して公務員部長にしかただけの話です。

ただ、公務員部長の方から、この地共済独自のところについて分けてということも考えておられないということですから、そうしますと、厚生年金法が廃案になれば地共済法についても参議院で廃案にならざるを得ない、こういうことだということに思っております。それを前提として具体的な質問をさせていただきます。

今も少し、本体の給付のところで厚生年金法と準じておるといふうなことがございました。いわゆる基礎年金ができた八五年の改革において、被用者年金制度については給付の支給率水準が平

準化をされた、それ以降、この共済年金制度については、実質的に厚生年金における取り扱いと同様の措置が図られてきたということでございます。

一方、厚生年金の改革については、この間、社会保障審議会年金部会において、相当長時間の、関係者を含めた議論が行われてきたというふうな承知をいたしておりますけれども、この地共済の改正案において、この見直し、当事者の意見反映はどのようにされてきたのか、その点、まず明らかにしていただきたいと思ひます。

○須田政府参考人 総務省におきましては、今回の地共済の法案の改正の内容を検討するに当たりまして、地方公務員共済年金制度に関する懇談会を平成十五年五月から開催いたしました。この懇談会は、学識経験者、職員団体関係者、共済関係者などにより構成されるものでございまして、地共済年金制度における給付と負担のあり方など、地共済年金制度の改正に必要事項を幅広く検討、御議論いただいたところでございます。

今回の改正案は、この懇談会における議論も踏まえた上で作成したものでございますので、当事者でございます地方公務員共済関係者などの意見は反映したものとされていると考えております。

○稲見委員 職員団体や共済関係者を含めた懇談会が十分なされたというふうな御答弁だったわけですが、実は、中央省庁の統合といえますか再編前は、厚生年金を含めて全体の給付のあり方などを決めていく厚生省の年金審議会というのがあった、そして、そこには地方公務員共済組合連合会の理事長が参加をしておったという状況がござい

ます。しかしながら、省庁再編後、社会保障審議会の年金部会、こういうふうになりました。そこには、今、地方公務員共済年金制度に関する懇談会でおっしゃったような当事者は、この本体の部会のところには参加をしておりません。地方三団体の委員が参加をされている、こういうふうなことでございます。

公務員の共済組合につきましては、労使対等参

加原則のもとに、具体的には、共済組合法等からの委任に基づく運営審議会あるいは組合会において、定款、制度運営が図られておる、こういうふうな認識をいたしております。例えば保険料の決定についても、連合会の定款により特定され、決定は労使対等のもとに構成されている運営審議会にゆだねられている。積立金の運用が厚生年金の議論で相当議論になりましたけれども、これについても運営審議会または組合会による日常的なチェックが行われているというふうな状況がござ

います。

しかしながら、加入者や受給者において極めて重大な問題である制度改革ということになりますと、当事者の意見反映の機会、機能が決して十分とは言えないんじゃないか。先ほど申し上げました審議会の改編によるところでございます。

この点について、地方公務員共済組合の当事者が本体の改正議論に参加をできるような審議会等の見直しについて措置をする考え方がないのか、これは、ここに御出席いただいております厚生労働省の方からお伺いをしたいと思います。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

少し過去の事実関係を含めて御説明させていただきたいと思いますが、かつては委員であつたという、地方公務員共済の関係の理事長のお話がございましてけれども、かつての年金審議会当時からは、必ずしも共済関係の方々が常に委員として任命されていたわけではないというふうに承知しております。御参画いただいている場合にありまして、そういう時期はございますが、学識経験者として入っていただいているという理解をしております。

振り返りますと、昭和六十年、これは基礎年金ができる際の大きな改正がございましたが、その当時、年金審議会の発足当初でございましたが、地方公務員共済の関係の方々は学識経験者としてでもそのときは入ってはいらっしゃいませんでした。その後変化があるわけでございますけれども、御指摘の中央省庁再編前の前回改正正時におき

ましても、確かに地共済の理事長の御参画をいただいておりますが、ほかにも共済がございまして、国共済あるいは私学共済の関係者は委員としての任命はされていない状態で審議会が働いていたという経緯でございます。

それから、公的年金制度の一元化関連で関係閣僚会議のもとに懇談会がございしますが、そこは、先生御承知のように、共済関係者の御参画をいただいております。

なお、今回の年金制度改革におきましては、御指摘のように、中央省庁再編の際に、審議会の位置づけ、あり方というものがかなり変化しております。御指摘の年金部会におきましては、従来の年金審議会のように、諮問、答申を行い、政策的にとり得る方策として一つの結論を決めようという性格の審議会ではなく、むしろ、有識者の方々にさまざまな方法で幅広く御意見を伺うという考え方の一つとして、貴重な御意見を承っております。

なお、審議会の運営は、資料、議事ともに完全公開で行っております。共済関係者の皆様も常にその状況がごらんいただける、そういう中で運営をしておりますし、また、並行して、総務省の方とも十分協議しながら進めるといふふうなことで、今回の改革案を取りまとめております。

審議会、部会のあり方ということにつきましては、先ほど申しましたように、大きく制度的な位置づけも変化しているということもございまして、こうした有識者による意見の御開陳の場として、さらに有効に機能するよう努力してまいりたいというふうに思っております。

○稲見委員 確かに、審議会だけではなしに、この地方公務員共済についても、以前は地方公務員共済組合審議会、先ほど言いましたように、法諮問型の審議会があつたものが今は地方財政審議会の中の部会というふうなことでございまして、社会保障審議会そのものが厚生省おっしゃったように意見開陳の場ということで、私は、今回のあ



の部会のさまざまな議論も十分今回の年金改正に反映をしていないんじゃないかなというふうな気持ちがいましてありますが、とりわけ、この地方公務員共済を所管しておられます総務省の方、今の厚生労働省の御回答を受けて、コメントがあればお聞かせ願いたいと思います。

○須田政府参考人 先ほどもお答えしたことでございますけれども、総務省におきましては、今回の法案の改正内容を検討するに当たりまして、審議会ではございませんけれども、それにかかわるようなものとして懇談会を設けて、関係者の意見を十分聞きながら法案を作成しているところでございますし、また、たゞいま厚生省の方からのお話にありましたように、日ごろ厚生省さんの方からの情報をいただくとか、あるいはこちら側の意見を厚生省にお伝えするとか、そういうふうな連携は十分やっておりますので、改めて審議会等の見直しをするという必要があるとは考えてございません。

○稲見委員 入り口だけで議論をするわけにいきませんので、ちょっと具体的な質問に入っていきたいと思っております。

年金というものが、それから特に公務員共済というものについて、少し私の認識を申し上げます。社会保険というシステムの出発は、急激な産業化、工業化を遂げたついでに十九世紀後半のドイツだというふうにお聞きをいたしております。疾病保険それから労働災害保険と並んで、一八八九年に障害・老齢保険というのが、年金に当たるわけですが、創設をされた、こういうふうなことでございます。

日本においても、当初、ドイツ型の社会保険システム、いわば職域を中心にして所得比例的な給付構造をとり、保険料を主財源とする社会保障システムとして出発をし、次第に、今もありませんように普遍的な方向に移行してきたわけでございますが、また、例えば医療保険制度、大企業における健保組合、あるいは共済組合短期給付事業の存在、こういうものがあり、職域中心主義とい

うものが色濃く残っているのではないかとこのように思っております。

制度発足の経緯、そして日本の公務員共済年金の沿革を照らしますと、そもそも恩給制度、賃金の退職後の後払いというものから始まっておりまして、勤務条件的な性格を有することは論じる必要はない、こういうふうな考えでおります。その意味では、公務員の勤務条件の決定システム、労働基本権の適用関係と密接な関係を持つ問題である、こういうふうには考えます。

あわせて、先ほど前段で申し上げましたように、労働組合による相互扶助、共助として実施をされた共済活動、これが社会化をし、強制化をされたという形が現在の制度でございますから、もともと組合員の自治に基づき運営をされていたもの、労使関係あるいは労働関係のもとにおいてそれぞれに決定をされている労働条件を補完する性格を有するものではないか、こういうふうな思っております。

公務員の共済そのものについて、今申し上げましたような私の認識について、政府側の御認識をお答えいただきたいと思っております。

○須田政府参考人 地方公務員共済年金制度でございますけれども、この制度は、国民年金や厚生年金と同様に社会保障制度の一環ということがございますが、同時に、公務員制度の一環としたしまして、地方公務員など及びその遺族の方の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とするものでございます。

したがって、例えば、お尋ねの労働基本権の制約を含めまして、地方公務員にさまざまな身分上の制約が課されていることなどを踏まえまして職域年金部分が設けられているなどの特徴を有しているものと理解しております。

○稲見委員 私申し上げましたように、勤務条件の決定システムというふうなことがわかる、特に公務員の制約をされた状況のもとというふうなお答えでした。

しからば、労働権という観点からは、この被用者年金制度において少なくとも、これは民間も含めて、国際的な基準が存在しているのではないかとこのように考えております。例えばILOにおける考え方がどのようになっているのか、これは厚生労働省の方に伺いたいと思っております。

○渡辺政府参考人 お答えいたします。ILOの各種条約の中でも、お尋ねの年金制度にかかわるものがございます。

ポイントだけ申し上げますと、ILO百二号条約、一九七六年に我が国は批准しておりますが、ここでは、老齢年金において確保されるべき給付水準というものが示されております。具体的には、保険料を三十年拠出した場合において従前所得の四〇％の給付を確保すること、こういうような記述がございます。

なお、その後、百二十八号条約というものもあり、類似の部分で四五％という規定のあるものもございますが、これは我が国においてはまだ批准がされておられません。

批准しておりますILO百二号条約につきましては、定期的に我が国の報告を年次報告という形で出させていただいております。直近では二〇〇一年に出させていただいておりますが、その時点におきまして先ほど申し述べました数字でございますので、我が国の年金制度の給付水準、ILOが指し示しているところでは、かなりそれを上回っているというふうな状況にあるというふうな思っております。

○稲見委員 国際基準で過去の平均賃金の四〇％というふうなことでございますが、この年次報告で、例えば二〇〇一年に報告をされた数字がどうなっているのか。特に、日本には一時金という制度が公務員も含めてございますので、一時金を含む平均賃金というふうなことで考えました場合に、この四〇％という数字がどういうふうに変化するのか、その点についてもわかればお聞かせ願いたいと思っております。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどちょっと触れるだけで終わってしまいましたが、二〇〇一年の我が国の年次報告におきまして、この条約で示された前提条件による、と申しましたが、必ずしも詳しくは示されていない部分もありますし、今ちょっと手元にその詳細の文書を持っておりませんが、その前提条件による報告とされているもので申し上げますと、我が国の老齢給付の水準は五四・六％であるという報告をILOに提出させていただいております。

○稲見委員 御質問しました、一時金を含めたというところで理解をしたいと思います。

○渡辺政府参考人 恐れ入ります。その当時の報告書の基礎となっておりますところの給与の方の数字でございますが、三十万二千三百五十四円という数字でございますが、これはいわゆる平均標準報酬ということをやっております。当時はまだ、年金制度、健康保険制度を通じて、総報酬制が導入される前でございますので、今回の報告は数年先になると思いますけれども、今は総報酬制の時代に入っておりますので、これから見ていく場合には、私どもも、平均的な標準報酬というときには一時金、賞与、こういったものも広い意味で入ってくる、そういう報酬制度のもとでの社会保険でとらえられるものを参酌しながら、その時点で、将来のことでございますので、どういう前提条件を置けという話になるかはまだ私も承知しておりませんけれども、我が国が総報酬制になっているという前提での作業になるのではないかと予想をしております。

○稲見委員 それでは、もう一つ進めまして、諸外国における公務員の年金制度について、例えば民間とどういうふうに関連をしているのか、あるいは同一なのか、こういうことを中心に、どのような内容になっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

先ほども年金の発祥がドイツあるいはイギリスの産業革命というふうなことから、欧米、北欧というところで、例えばイギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、そして民主党も非常に興味を

持つておりますスウェーデン、このあたりでどうかということ、わかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○須田政府参考人 お尋ねの諸外国の地方公務員の年金制度でございますけれども、まずイギリスにおきましては、一階部分として全国民共通の基礎年金制度がございまして、その上で、二階部分として国家公務員年金、または地方公務員の場合ですと地方公務員年金に加入することになります。

御指摘のように、ドイツやフランスではかなり共通した仕組みになっておりますが、いわゆる職域年金を中心として、職域年金はいわゆる縦割りになっておりますので。さらに、ドイツ、フランスでは公務員も、官吏としての公務員と非官吏としての公務員、二つに分けているということがございます。そうしたことから、これら両国におきましては、官吏につきましては基本的に官吏恩給制度、そして、非官吏につきましては一般被用者と同様の職員年金制度に加入することとなっております。

アメリカでございすけれども、連邦制ということでちょっと特殊な事情があるかとは思いますが、州、地方、地方公務員につきましては、団体単位で一般被用者と同様の制度に任意加入し、そうした場合には、二階部分として地方公務員の職域年金部分に加入するという形になっておると承知しております。

また、スウェーデンにつきましては、基本的には全国民共通の国民老齢年金に加入することとなっております。と承知しております。

したがって、スウェーデンを除きますこれらの国々におきましては、公務員年金制度が民間事業者の方とすべて一本化されているという国は見当たらず、イギリスのように、共通な一階部分がある場合であっても、基本的に、公務員制度の性格を踏まえまして別個の制度になっているものと認識しております。

なお、全国民共通の国民老齢年金が設けられて

いるスウェーデンでございすけれども、この場合でも、さらにその上積みという上乗せのような形のものとしまして、準公的年金の位置づけで職域別の協約年金の制度があると承知しております。

○稲見委員 それぞれ、公務員の労働基本権の問題がヨーロッパとは相当差異があるにもかかわらず、年金制度についてはほぼ公務員独自の年金制度があることだと思えます。スウェーデン方式、民主党の対案は所得比例年金とそれから生活最低保障年金、こういうふうになっておりますけれども、そこでも準公的な年金があるというのは私自身認識としては初めてお聞きをいたしました。

それで、先ほど麻生大臣も少しお触れになりましたけれども、日本の公務員年金の場合、厚生年金には措置をされていないいわゆる職域相当部分、こういうものがございまして、麻生大臣も、これが批判的に指摘をされている場合があるというふうにおっしゃってられました。

この点について、職域相当部分をどのように認識しておられるのか。私、民間のことは余り詳しくないわけですが、厚生年金においては企業年金あるいは確定拠出年金というふうな別個の制度が存在をされているというふうにお聞きをするわけですが、これらとの関連性を含めてお答えをいただきたいと思えます。

○須田政府参考人 地方公務員共済年金は、基本的には公務員制度の一環としての性格を有しているということ、これは先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、その職域年金部分につきましても、地方公務員にさまざまな身分上の制約が課されていることなどを踏まえまして、公務の能率的運営に資するという観点から設けられたものと理解しております。

したがって、いろいろ御指摘があるということにつきまして承知しておりますけれども、地方公務員共済年金の職域年金部分の存在をもちまして共済年金と厚生年金の優劣を論ずるとい

ことは必ずしも適当ではないのではないかと考えております。

なお、民間におきます企業年金との関係でございますが、この職域年金部分は、民間におきまして企業年金が相当普及していることも考慮して創設されたものでございます。ただ、その水準という点に関して見ますと、企業年金の水準あるいは態様がさまざまであることもございまして、具体的な職域年金部分の水準につきまして、企業年金との比較により決定するという方法をとっているわけではございません。

○稲見委員 年金の一元化ということを考えていく場合、非常にここが、いろいろ議論を深めていかなければならない問題が残るというふうに、私も民主党の国会議員ですから意識をいたしております。

次に、一元化に少しかかわるわけですが、過去の公的年金制度の一元化というふうに考えますと、民営化、株式会社化されたことでのJRあるいはJT、またNTTというふうな旧公共企業体の共済から厚生年金への統合というふうな問題がございすし、直近では、農林漁業団体職員共済組合の厚生年金への統合といいますが、復帰といいますが、そういうものがございまして、被用者年金制度にかかわる関係者が参加をした公的年金制度の一元化に関する懇談会というところで検討が行われてきたということでございます。

したがって、そこで、これらの経過を踏まえまして、加入者や受給者にとつて一元化が極めて重大な問題であるというふうなことを考えますと、当事者の参加、意見反映が不可欠であるのではないかと、こういうふうにご考えております。その点、政府の認識を明らかにしていただきたいと思えます。

○山口副大臣 先ほども若干御議論いたしておりましたが、今先生も御指摘のとおり、旧国鉄の場合も農林年金の場合も、当然、関係者の皆さん方が入って御議論いたされてきたわけでございます。

この公的年金制度の一元化の問題というのは、加入者、受給者にも大変大きな影響を及ぼす大きな問題でございますので、そのあり方の検討につきまして、各制度の関係者も当然のことであろうと思っておりますが、同時に、各界各層あるいは各党間における議論を踏まえて適切に検討されていかなければならないと思っております。

○稲見委員 それでは、今までの質疑を踏まえまして、麻生総務大臣に御見解をお聞きしたいと思います。

公務員共済年金制度につきましては、今までの私の質疑の中で、一つには、労働基本権が制約をされるとともに、さまざまな服務上の義務が課せられているなど、公務員制度の一環として措置をされているものであること。二つには、共済年金の職域相当部分については、給付構造上、民間の企業年金に対応するものであること。三つに、公務員の共済年金制度につきましては、国共済、地共済の財政単位の一元化がなると、将来においても安定的な財政、制度運営が図られるというものであること。四つに、共済組合制度は、年金、健康保険、福祉の一体的な事業運営が行われているということ。それから最後に、公的年金制度の一元化については、関係者による議論、検討に基づいて対応されるべきものであること。このような認識を申し上げ、また質疑を行ってまいりました。政府からの御答弁をいただきました。

そこで、ここまでの質疑を通じて、改めて公務員共済年金制度の意義、そしてあり方について、総務大臣からの御認識をいただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 今、稲見先生おっしゃいましたように、一から五ございしたけれども、基本的に認識はほぼ同じであります。

守秘義務に始まり、公務員というのは服務上のいろいろな規定、規制がありますので、公務に安心して専念ができるというのは非常に大事なところでありまして、その意味では、医療保険とか福祉とかいろいろございすけれども、そういった



ものを含めまして、自治労、労働組合も含めまして、関係者一同が一体的に運営がなされているということでもありますが、公務員制度の一環として極めて重要な制度なんだと、私どもとしても同じように認識いたしております。

その上で、国共済、国家公務員共済との一元化の話につきましては、おっしゃるように、財政單位の一元化というのを今回盛り込んでおりますけれども、それによりまして、今回の成果というものと一緒にすることによってより確実なものになる、私どもそう思っております。

もう一つの、国民年金等を含む公的年金全体の一元化に関してのお話は、これは平成十三年の閣議決定というのを踏まえて出てくるんですが、そのときでも、厚生年金保険等との財政單位の一元化も含め検討するとその当時に書いております。この点につきましては、今回の三党合意の中におきましても、衆議院と参議院のそれぞれの厚生労働委員会に年金の一元化問題を含む社会保障制度全般のあり方に関する小委員会を設置すると三党合意になされておりますし、また、与野党により、平成十六年度から年金の一元化問題を含めた社会保障制度全般の一体的見直しのための協議会を設置し検討するという三党合意でもなされておるところでもあります。

私どもとしては、この議論をよく拝聴させていただいて適切に対応していかなければならぬものと思っておりますが、基本的に言えば、今一から五に言われましたとおり、この地方共済年金というのは、公務員のいわゆる福祉とかいうものを含めまして、安心して働けるものに極めて大きな影響力があるものだと思いますので、大事にしておかねばならぬ問題だと理解をいたしております。

○稲見委員 時間が参りましたので、質疑を終わります。

ただ、今、年金制度全体に対する国民の不信感というのは頂点に達しているところから思いますと、この委員会での議論にとどまらず、やはり

り全体として、年金制度抜本改革に向けての与野党ともに努力が必要だ。そういう意味では、やはり現在の年金改革法案については一たん廃案にして、もう一度一から議論をすべきだということについては私の気持ちは変わらないということをお願いを申し上げました。質疑を終わります。

○佐田委員長 次に、高井美穂君。

○高井委員 民主党の高井です。引き続き年金に関する質疑なので、どうぞよろしくお願ひします。

年金の問題は総務省にとりましては本業ではないと思ひますし、省の方にきくのも来ていただいで、いろいろなヒアリングをする中で、この部分は年金の本体のことだから厚生省の方に聞いてほしいという、制度にかかわる部分はそういう回答が多うございまして。なので、制度の改変に関し余り細かいことをお聞きしても、なかなか回答は得られないだろう、厚生省の方に聞いてくれという回答になるかと思ひますので、むしろ、年金という問題の本質にかかわる問題、厚生省、総務省、それをまたがった部分はそれぞれ政治家でないで、ぜひとも、大臣初め大臣、政治家の方々に前向きな回答をいただけたらと思ひまして、きょうは質問に立たせていただきます。

まず、率直に、今でもまだマスコミ等をにぎわしております年金未納問題について、どう思われますかということをお聞きしたいと思ひます。制度につきまして、いろいろな意見がございまして。制度に問題がある、個人に問題がある、社会保障庁の事務手続が悪い、例えば市町村の手続が悪い、いろいろな御意見があると思ひますが、大臣、副大臣はどのようにお考えになっておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 国民年金の未納、未加入、二つ区別して言わねと問題になると思ひますが、未納と未加入の問題につきましては、これは年金制度に対する信頼というものを根幹から揺るがす大事

なところでもありますので、これは非常に大きな問題でもあります。

やはりわかりやすいところはずごく大事なことだ、これは、もともとできた生い立ち、いきさつ、いろいろその背景が全く違つておるところもありますので、そういった意味では、わかりやすいということ我希望するというのがNHKは八四％だったかな、何かそういう数字も上がつておりましたので、最大の関心事は、納めやすい、わかりやすいという状況につくつておるといふのが一番肝要だ、私どもはそう思つております。

私わなないと思つて私わなかつたのじゃなくて、わからなかつたからとか払つたつもりとかいうような、とにかく非常に複雑になつておるといふところは、これは改正をされるべき余地があると思つております。

○高井委員 副大臣はいかがお考えになりますでしょうか。御意見ありましたら、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

○山口副大臣 今大臣の方からお話がアつたようなどことなんだろうと思ひますが、いろいろな理由が皆さん方おありになるわけなんです。

実は私も、政務次官のときに、ある方が共済になるんだというふうなお話がありまして、当時役場ですから、役場へ行つて聞きますと、わからないというふうな話がありました。下手をしますと私もそういつたことになつておつた可能性はあるわけなんです、ただ、余分に払つておいても後で返つてくるだろうというのでお支払いをして、セーフだったというふうなことがあるわけ

です。

先般も実は、社会保障庁のあり方も若干問題があるんじゃないかというふうなことで、総務省として行政評価を入れたさせていただくというふうなことも今進めさせていただいておりますが、ともかくいろいろな理由があつてこういうことになつたんだらうと思ひます。

いずれにしても、ただ、国民の皆さん方に大変

な不信感、あるいはあきれ返つたといひますか、そういったことを引き起こしたといふことは事実でありますので、やはりそこら辺を踏まえて、しっかりと直すべきは直していく、反省すべきは反省をするといふことをやっていく必要があるんだらうと思つております。

○高井委員 真摯で前向きな御答弁、ありがとうございます。

実は私も、この間、共済にかかわる、年金にかかわる制度の勉強をするに当たつて、非常にわかりにくい、ばらばらに本になつていて。私自身も、厚生年金、国民年金三号被保険者、そして国民年金というふうな、ずっといろいろな職を変わる中で経過もあつたりして、本当にわかりにくい、早く一元化にならないかなと思ひながら、いろいろな手続等をいたしました。

今、思い違ひや手続ミスの部分も多いだろうと思ひます。ただ、今回の未納、未加入問題は、やはりまじめに反省しなければならぬ問題だと思ひますし、お聞きしたところによりまして、まだ与党内には、未納などは問題ないという発言をなさる方もいたり、公表する必要もないんだというふうなお考えの人もあるようだけれども、国政を託されて、年金制度をつくつて審議する側の人間として、やはりその感覚はおかしいと思ひ思つています。

厳密に言う、八六年以降、議員が入つてなければ法律違反といふことで、民間人であれば免除申請をしなければ法律違反である、そういうことになるので、批判には当たらないといひお話をやはりおかしいだらうと私も思つています。

そこで、もう一つ進みたいのは、制度に、またその制度を扱う省の側にやはり問題があるといひのは、ある意味で明らかだろうといひふに思ひます。だからこそ、今、参議院に年金の法案が送られておりますけれども、本当にこの案でいいのか。

私は、この年金制度の問題といひのは、やはり

本質的な問題点が二つあるだろうというふうに思っています。一つは、やはり制度自身が信頼できるものであるかどうか、保険料を払ったらちゃんと返ってくるのか、これに答えなければいけない。それから、これから払わなくてはならない給付のうち、保険料収入では賄えない部分、債務超過の部分、今、厚生年金で約四百五十兆、国共済、地共済合わせて約九十四兆というふうにお聞きしています。このいわゆる過去債務部分をどうするかという部分。この二つの本質的な部分をやはり議論して制度の組み立てをしなればいけないんじゃないかというふうに思っています。

この二つの疑問に答えるような年金制度をつくるために、早くこの未納問題にけりをつけて、本当に信頼できる年金制度につくり直すことが必要であるというふうに考えておりますが、先ほど大臣も副大臣も御答弁ありましたけれども、本当に今の制度で信頼できるものであるとお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。むしろ大臣はこれから受け取る側に近いかもしれませんけれども、子供たち、孫たちのためにも、この制度で本当に信頼できるのか、政治家としての御意見を聞かせ願いたいと思います。

○麻生国務大臣 予定にない質問です。御質問の意味としては、この制度が信頼できるかと言われれば、今の制度に比べまして、少なくとも、できました昔は勤労者八人に対して受給者が一人という前提と、今は四人で一人、将来は二人で一人という状況のときに、四倍の比率になって昔どおりでいけるはずがないというのは、だれが考えたとて当たり前の話だと思っております。したがって、何らかの形でそれを変えねばならぬというところになるかと存じます。その意味では、今の比に比べればよくなるということになるかと思っております。

ただ、じゃ、これで完璧かと言われれば、合計特殊出生率が確かかといえ、それはなかなか難しいところだろうと存じますし、平均余命が薬が発達してさらに延びるということになるとまた変

わりましようし、また、物価はこのところずっとマイナスでデフレになっておりますけれども、これがずっと続く保証もございませんし、いろいろな意味で不確定な要素というものがかなり多い部分でありますので、完璧かと言われたら、完璧というのは神様以外とても言える話ではない、私自身はそう思っております。したがって、私どもも現行制度よりはよくなるかと思っております。

ただ、先ほどなたかの御質問にもありましたように、この問題にしましては、一元化の問題を含めて、三号被保険者を含め、いろいろあります。三号被保険者のだんながかわるたびに切りかえていかぬかということになるかと思っております。

が、離婚の翌日に仮に届けに行つたとして、翌日の夕方行きます、大抵、普通の人は翌日回しということになるかと思っております。一日おくれることになりませんが、それでもこの制度では一月未納という制度になっておりますから、一日も一月も同じ扱いということになると、昔はよかつたのかもしませんが、今はこの種の話になると、一日が一月扱いになるのはちょっとどうか、いろいろ細かいことが幾つもあろうかと思っております。

私、三党合意というのができましたので、三党の中で協議会やら審議会やらがつくられるというふうになっておりますし、衆議院、参議院の中でも小委員会をつくられると伺っておりますので、そういったところが、役人の発想じゃない、こういうのが現実だろうと。役人は基本的には共済年金しかやっておりませんから、そういった意味では、現実としてはなかなかわかりにくいところもいっぱいあるかと思っております。それこそ議員として、しかるべき現実、現場の話をされ、それを含めたいろいろな形での修正というものが出されてもちつともおかしくないんであつて、その方がより現実的になるのではないかとというのが私どもの実感であります。

○高井委員 まさに私も同じような問題意識を持っています。さつき大臣が言われた人口の問題、労働力人口が減っていく問題、被保険者数が

減っていく問題等、このままの見通しで本当に大丈夫なのかという心配はまさに持っています。

ただ、本会議でもいろいろ首相もおっしゃいましたし坂口大臣もおっしゃいましたけれども、百年の安心ができる制度だ、抜本改革だというお言葉を聞きました。でも、今の麻生大臣のお話からすると、いや、そうでもないんじゃない感じがしましたし、むしろそういう認識でいらっしゃるんじゃないかなというふうな今の御答弁を聞きました。これは大臣、ひとつ働きかけて、参議院の方で一回廃案にしまして、もう一回考え直しませんか。いかがですか。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 これは私が提出している法案ではありませんが、なかなか御期待にこたえることはできないと思っております。しかし、結果として、よりよい結果を生まないとはいけません。こんなのは単なる手段ですから。結果は国民が安心してというふうなものををつくり上げるといふ不届きな努力というのは今後とも必要だと思っております。

○高井委員 ぜひともよろしく願いをいたします。この未納、未加入問題に一つけりをつけるためにも、きょうの新聞でも、年金追納ができるような制度をつくる、延滞料はつけて、保険料支払いをおくらせるほど負担が増す仕組みにして、ミスやいろいろな理由からたまたま入ってなかつた人が追納できるように仕組むというふうな案が、厚生労働省からも、自民党、公明党の話の中でも出たというニュースをお聞きしています。

本当にこれは、前向きにこの未納問題に早くけりをつけて真剣に年金制度を議論する中で大事なことで思っています。与党の中からもこういうお話が出たことは大変にいいというふうにも私も考えています。

のこと、もう本当に未納問題、未加入問題にけりをつけるためにも、与党の皆さんもばつと八六年以降の加入状況を公表して、追納するものは追納するといふこの法案と一緒に本当に出したいと思

いますが、また、そのような働きかけをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 次々に予定外の質問が出てくるので、こういうのに答えていると、常にあらかじめ質問を出さなければいけないというルールが無視されて、こつちにおられる理事の方々がおまえあとき答えたじゃないかと延々と覚えていてる可能性がありますので、特別にという前提でお答えをさせていただきますが、基本的には、今言われましたように、私も、二年前までしかわからぬとかいうような話ではなくて、少なくとも六十一歳までの話はきつちりつけておくというのは、それは正しいと思っております。その方がこの際つきりしますから。何となく、私のように三十年払つても文句を言われたり、いろいろ今回の場合は人によつてすごく差がある。

言いたいことはいろいろありますけれども、なかなか言いにくいところもまた正直なところなんです。が、いざにいたしまして、今回の場合、未加入と未納が一緒になったり、いろいろごちゃごちゃしていますが、少なくとも、六十年以前に未加入だった人はその分だけ取り分が少ないんだから別にそれは何という話ではない話なんで、それは強制じゃなかつたわけですから。

だから、強制になりました六十一歳以降の分についてはきつちり決着をつけ、それは議運で出たのかな、どこで出たんだか知りませんが、私も、私ちよつと新聞は見ても読まないことにしていますので、内容をよく知らぬので大変恐縮ですけれども、今の案としては、一つの考え方として考えられるんじゃないかなとは存じますけれども、これから先の話は厚生労働委員会等々でなさるんだと思いますので、これ以上いかなものかと思

います。

○高井委員 大臣、私は新人議員で、ルールとい

うものを余りよくわかっていない部分もあります。ただ、質問取りに来て、質問を通告する、それ以外の質問をしちゃいけないなんというルールもないと思いますし、政治家としての御意見を伺っているの、正しい答えを聞いているんじゃないんですよ、御意見をお聞きしたい。これから前向きに制度をしていく中で、こうしてはどうですかと提案しながらお聞きしているんで、通告していないから答えられないという御意見をただくならば、それは委員会での質疑がむしろ進まない、大臣らしくないというふうに思います。

○麻生国務大臣 ルールはルールとして守っていただかないかぬところなんです、その種の個人的見解を述べますと、おまえ、あのとき大臣としてこう言ったではないかと議事録だけが残るわけで、そうすると、何年かして中村さんあたりが出てきて、おまえ、こう言ったじゃないかと。大体社会党時代よくあつた手口だったんですけれども、最近では、民主党になられてそういうことはなくなってきたのではないかと期待をしております。

○高井委員 それでしたら、大臣のお答えできることは官僚の皆さんがつくった原稿を読むことしかできないというようにあるとあれば、質問として進んでいかないし、政治家として、いい制度をつくるために一緒にやっというじゃありませんか。ぜひとも議論をお願いいたします。

さらに、では前向きな議論の方に進みたいと思っておりますが、今回の未納問題のまたもう一つの面に、現行制度においては、国民年金の未納、未加入は結果的には個人の給付に減額となつてはね返ってくるわけですし、つまり、それは共済年金や厚生年金の方にもそういうふうになるでしょうし、そのこと自体に大きな問題が存在する。

一方で、制度としては賦課方式という財政運営方式をとっていることなので、被保険者がその分を、払っていない人の分を穴埋めしているという形になっておりますよね。特に国共済、地共済や厚生年金の加入者の方は、給与天引きであつたり

して納付率が高く、結果的には国民年金の未納、未加入がやはりちゃんと払っている人の方に、国共済、地共済等も含めて、しわ寄せが来るというふうに思っています。つまり、既にもう所得税を上回るぐらいの高い負担を加入者がしているわけですから、このような財政システムで本当にこれから先々成り行くのか。

ちようどきのうの新聞にも、国民年金の未納率は過去最高になっている、どんどんまだふえていく傾向にある。一つその原因にも、やはりリストラや倒産や、国民年金を払いたくても払えないという人の声もあるだろうと思うんですね。だからこそ、制度を見直してちゃんとつくり直した方がいいんじゃないかというふうな議論が出てきているわけだと思ふんです。

そこでお聞きしたいのは、二〇〇〇年の国民年金法改正時に、附則二条で、給付水準及び財政方式を含めたあり方を幅広く検討し、二〇〇四年までに、安定した財源を確保し、基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げることが書いてあります。このことは今国会の国民年金法本則においても、二〇〇四年から引き上げに着手し、二〇〇九年までに完了するというふうになっております。厚生労働省の側としても、二〇〇三年の十一月十七日に発表された案において、二〇〇四年に完全に引き上げることが望ましいというふうにしたにもかかわらず、結果的にその約束は果たされず、先送り、五年間徐々に上げていこうというふうになりました。

この附則が求めた幅広い検討の結果を、ある意味で政治の側が無視したというかはここにしようことになると思ふんですが、これは本当にこのように許されてよいとお考えになりますか。これは通告してあるんで大丈夫だと思ふんですが。

○山口副大臣 通告をいただいておりますので、確かに、御指摘のとおり、平成十二年の国民年金法改正、このときの附則に、「基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めて」「当面平

成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。」というふうになっております。これはもう御指摘のとおりであります。

これは、やはり当時の政治的な意思の表明ということで設けられたんだらうと思っておりますけれども、実は今般の改正で、平成十六年から年金課税の見直し、あるいは増収、大体約千六百億ぐらいを基礎年金の方に充当しながら、二〇〇五年、二〇〇六年、ある程度適切な水準に上げて、二〇〇七年度を目途に消費税を含む抜本的税制改正をやる、そして二〇〇九年度までに二分の一への引き上げを完了するというふうなことになるっております。

これもさまざまな状況があつたというのはもう高井先生御案内のとおりであります、しかし、結果として、そういうふうな結論を得たということなんだらうなというふうなことをごいいます。

（左藤委員長代理退席、委員長着席）

○高井委員 特に被用者年金の加入者側から見ると、やはりこの国民年金における未納、未加入に係る負担まで押しつけられているというふうな意識もあろうかと思ひます。これを放置したまま未納、未加入をちゃんと徴収しないまま負担の軽減や抑制を先に送るような措置は、やはり加入者に説明しがたいと思ふんですね、納得しがた

いと。これがやはり公的年金に対する不信と不安のある意味で深刻化させるものと思ふので、ぜひとも前向きに早く、国庫負担二分の一に上げるということを決めたならば進めていただきたいと思ひますが、回答をいただけますか。

○麻生国務大臣 今お話がありましたように、国民年金の未納、未加入の話に關しまして、厚生年金や共済年金の負担割合が押されてこつちにふえてきておるといふのは、もう御指摘のとおりで、これは一千億とかいろいろ表現が言われているところでもあります。

この問題につきましては、これは制度上という

より運営上の問題もあるところでもあると思ひますので、所管の厚生労働省というか社会保険庁というか、そこに対しましては、今後の取り組みについて解決が図られるべき問題だと私も思ひますし、地共済としても、国民年金のPR等々は今後ともやっていかないかぬものだと思っております。

他方で、基礎年金に対する公的負担の引き上げにつきましましては、今般、いろいろ議論が行われて、二分の一への段階的引き上げという最終的結論に達したというもので理解をしております。五年前の改革で二〇〇四年だったと思ひますので、それがさらに五年延びたみたいになつておるんだと思ひますけれども、現段階におきましては、一つの到達点かなとは思っております。

この点に關しまして、年金の収納率が上がるとか、平成十四年からどんどん下がつておる部分等々、いろいろ考えられてしかるべき問題もあるうかと思ひますので、昨日も、経済財政諮問会議でもいろいろその点に關して社会保険庁に意見が集中しておりました。

いづれにいたしましても、そういう問題を含めまして、約束事でもありますので、その方向で進めてまいるように努力をしていかねばならぬものだと思っております。

○高井委員 ありがとうございます。ぜひともよろしく願ひします。

一つ、先ほど先の見通しというお話が大臣の口からもございましたので、地共済としまして、これからの見通しといひますか、被保険者が減つていく中で保険料をいづれ上げていく方向になるんではないかと、見通しの推計、また保険料が上がつていくだろうと思はれるその上がり方ぐあいとか、やはりこれから組合員の皆さんに通知をしていかなければならないというふうと思ひます。

先ほど西村議員の質問でもあつたと思ひますが、どのような形で通知をしたり、見通しを持っておられるのか、簡単にお答え願ひしたいと思います

です。

○須田政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたけれども、地方公務員共済法の改正に關しましては、ポイント制というものは導入することは考えてございせんけれども、自分がどのような状況に置かれているかということに關しての情報というのが組合員の方にとっては非常に重要だということにつきましては重々承知しておりますので、こうした観点から、必要な情報につきましては早目に十分周知していきたいと思っております。

○高井委員 やはり、保険料率がどれぐらい上がっていくのかということが一番組合員の皆さんにも心配なことであろうと思います。

運用の件に關しまして、地共済の方は安定した運用をなさっているということで総務省の方からもお聞きしたんですけれども、そのような認識でよろしいでしょうか。

○須田政府参考人 私どもも、御指摘のような形で、地共済年金につきましては、一定の保険料をこれらの財政再計算において決定いたしますけれども、そうした財政再計算におきましては、全体が安定的に長期的に運営できるということで考えておりますので、御指摘のとおりだと思っております。

○高井委員 ありがとうございます。

では、ちょっと別の質問に移りたいと思います。多様な働き方に対応した制度の導入という目的は、地共済ももちろん例外ではないというふうには思っています。現在は常勤職員に限定した適用関係を構成しているというふうに聞いておりますが、まず、その適用の要件をお聞きしたいと思います。

○須田政府参考人 現在の地共済法の適用範囲でございすけれども、これは地方公務員を基本的に対象としておりますが、この地方公務員というのは基本的にはかなり長期的かつ継続的な任用を前提としておりますので、原則常勤を対象としておりまして、非常勤の方などでも、常勤の方と同じように、例えば一年を超えて働いてい

るような方、こういう方もあわせて対象としてい

るものでございます。

○高井委員 今の現状からすると、データによると、正規雇用よりもパート雇用、臨時雇用の方がどんどんふえている。現実的に今、民間の話なんですけれども、一般的に社会の中でフリーターもどんどんふえている状況の中で、やはり年金制度を正規職員のみにするというのが現実の社会の中で合わなくなってきたというふうにいるんですね。

だからこそ、働き方にかかわらず、広く社会保障、社会保険制度を適用すべきという社会的な要請があるというお言葉も何かの会議の中にもございましたし、現実的には、公務従事常勤職員限定主義として構成されている現行の概念が、むしろ特例的な任用制度の整備により形骸化しているという現状があるというふうにも思います。

支え手の拡大という意味からも、ぜひとも共済組合制度の適用要件の見直しや拡充が必要であるというふうにいるんですが、いかがでしょうか。

○須田政府参考人 地共済法の適用範囲でございすけれども、この点につきましては、基本的には、先ほど申し上げましたような形で、かなり長期的、継続的な任用というものを中心として全体として考えているところでございます。

ただ、地共済法の適用を受けないような臨時あるいは非常勤職員の方でありまして、基本的には厚生年金法とか健康保険法の法律の対象になりますので、こうした厚生年金や健康保険の適用要件を満たせば、そちらの方で、それぞれの制度の被保険者となりまして、同種の民間労働者と同じような待遇が確保されるというものと考えております。

○高井委員 適用要件の原則というのはよくわかるんですが、だから、その原則を超えてこれから拡大していかなければいけないんじゃないかというような意味で申し上げたわけなんですけれども、本当のところを言うと、これは政治判断として、これから正規職員以外にも拡大していく方向

でやっていくのかどうか、むしろ政治家の方にお聞きしたいというふうに思います。

○山口副大臣 先ほど来部長がお答えをしましたように、原則というのは、やはり公務員という特殊な仕事というんですか立場というので、極力長期安定的にやっていただきたいというふうなことがあるわけなんです。しかし、確かに先生御指摘のとおり、さまざまな社会的状況の変化とか、例えば、さまざまな地方行革の中で、アウトソーシングをしてみたり、いろいろなことを皆さん方考えておられるわけでありまして、そういった状況も見ながら今後検討してみたいというふうに思っております。

○高井委員 今回の年金の改正では、女性と年金の問題も、ある意味でちゃんとした形で解決するような法案ではございませんでした。離婚した場合も分割して払われるというふうなことが書き込まれておりますし、地共済としても、女性と年金の問題、臨時雇用者に適用するかの問題というのも本体の法案に即した形で改正されているというふうに考えています。

ただ、私は、これから政治家として、本当に少子化という問題、人口減少という問題に生涯かけて取り組んでいきたいと思っております。まだこれから子供を産みたいと思っている人間としても、やはり働きながら子供を産める状況、例えば、臨時であつてもある意味で安定した保険適用や年金適用が受けられるというふうな制度の整備をぜひともしていただきたい、そういう思いがございす。このたび、三歳まで、育児休業のときに關しては減額をしないというふうな形で書き込まれていすけれども、ぜひとも、これからもっともつこの分野において前向きに進めていただきたいというふうに思っています。

そろそろもうちょっとで時間が来ますので、最後に一つ、全然別のことなんです。質問をしたというふうに考えています。

大臣が未納の時期を発表されたときに、以前には厚生年金に加入しておられたですね、大臣に

なられてから、厚生年金から変わったから国民年金に未加入だったということなんですけれども、そもそもなぜ厚生年金か。

政治家で、小泉首相もそうだったようですが、厚生年金に入っていた。不動産会社でしたか、小泉首相は入っておられた。社員だったにもかかわらず、つまりは、勤務実態がなかったにもかかわらず会社に所属し、厚生年金に入っていたというのは、ある意味でおかしいのではないかとこのように思うんですが、また、経営者としては、勤務実態がなくても別に会社に所属というのはおかしくないだろうというふうに思います。

そこで、なぜ大臣は厚生年金に入っておられたのか、教えていただきたいというふうに思います。

○麻生国務大臣 長いこと家業をやっておりましたので、代表権を持っております会社の社長というのとはそんなに簡単にちよろちよかわる話でもありませんし、また法律違反でもありませんし、そういう意味では、私どもとしては、全体のグループの中の厚生年金というのに入っておったということでありす。

○高井委員 實際に、政治家でありながら会社も経営されている方というのはたくさんおられるだろうと思いますが、それが本心に兼業していいのか。特に、私企業の場合は、企業というのはやはり利益を追求するものですので、もちろん我が田に水を引くようなことは大臣はなさらないだろうとは思っています。いろいろなそういう問題も生じる可能性もありますし、また、むしろ厚生年金ではなくて、例えば政治家はみんな国共済に入るとか、そういうふうな制度を変えた方がすつとわかりやすいんじゃないかというふうに思っています。

国民年金がどんどん空洞化する中で、やはり厚生年金の方が給付率がいいとか、半分企業が負担する、そういう理由から厚生年金に入られているというのではないですね。

○麻生国務大臣 まず最初の国家公務員共済の方

がいいんじゃないかという御意見ですけれども、全員永久に落ちないという保証がほぼおありにならない限りは、落ちたらどうされるんですかということをお考えぬといかぬと思うんですね。落ちない人ならいいですよ。落選しないという人ならいい。落選したらまたということになりますと話が込み入りますから。国家公務員共済に入ったらどうかというのは、入られる側の国家公務員の方にしてみれば、ずっと国会議員やっているとこの保証もない人に入られたって迷惑ですよということに、またぶつ切れることにもなりかねぬと思いますので、国民年金の方がまだ国家公務員共済よりはよろしいのではないかとこの一点。

それから、国会議員というのは特別職国家公務員ということになっておりますが、これは行政職じゃありませんから。立法院におりますので、その意味では基本的に違うのではないかとこの感じがいたしております。

いずれにしても、厚生年金とか国民年金とか共済年金ではそれが一番率がいいなどというのは余り私の詳しいところではありませんし、正直言って、私自身余り関心もなかったところですので、その手のことはよくわかりませんけれども、基本的にはこの種の話というのは、少なくともわかりにくいところと、保険の方は共済年金に入るけれども年金の方は違うんだということも、ちょっと正直、保険が来れば年金も一緒のものと認めておいたのがそもその私の間違いを犯したところでもありますので、そういう意味では、それぞれお考えがあらうかと思っております。いろいろな御議論をいただければよろしいのではないかと存じます。

○高井委員 最初の議論に戻るかもしれませんが、本当にこの制度はわかりにくい。

国共済に入っていて落ちたら困るというお話もありましたけれども、民間の会社の方は、例えば、自分の所属していた会社がつぶれたりとかすればもういや応なしに厚生年金でなくなつてし

まう、リストラに遭ってしまったらいや応なく脱退しては行けない。だからこそ地共済、国共済、また公務員に対するパッシングが起きているんじゃないかというふうに思います。というのは、失業がない、長期勤ける。かなりマスコミとしておもしろおかしく取り上げられている部分が多々あると思うんですけれども、やはり、特に公務員は特別だということで、皆さんからねたみを受けている部分も多いだろうというふうに思います。

だからこそ、このわかりにくい制度をやめて一元化して、みんなが掛けた分だけ払える、本当に制度が長もちする、信頼できるものにしてほしいなという議論が多分この間の三党合意であったんでしようし、これから年金の小委員会等議論されていく方向であろうというふうに思っています。

今までそんなに関心がなくて調べていないというふうには大臣はおっしゃいましたけれども、年金の問題は働く者にとつて、また職を失った者にとつても本当に大事な大事なセーフティネットでありますから、ぜひとも関心を持ってお考えいただきたいと思ひます。そのことだけ最後にお願ひをして、質問を終わらせていただきます。

○佐田委員長 次に、中村哲治君。

○中村哲治委員 民主党・無所属クラブの中村哲治です。

もう毎回毎回私はこういうことを言うのは嫌なんですけれども、自民党の議員の出席率が非常に悪過ぎると思ひます。私たち野党の出席をやっと定足数が足りている。こんなことが許されていいんでしようか。いや、もちろん与党と言っているんよ。僕は自民党と言っているわけで、公明党の皆さんはちゃんとフルメンバーでいらつしやるわけですね。だから、連立与党であるならば、こういう公明党の皆さんの真摯な姿勢も見習つて、ちゃんと出席をしてください。筆頭理事もさつきいらつしやいませんか。筆頭理事もいらいつしやいますから御指導をよろしくお願いいたします。

たします。

それでは、私は、本日、質問通告に従ひまして、第一にみなし掛金建て方式の可否、第二に一元化、第三にマクロ経済スライド、第四に職域加算、第五にモデル年金、第六にその他、六項目の質問をさせていただきたいと思ひます。時間の都合で項目の前後を入れかえることがあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

まず、みなし掛金建て方式の可否について伺ひます。

私たちの世代のように親が既に年金を受け取っているような世代、そういう世代にとつては、スウェーデンでなされているような、賦課方式でかつ掛金建てという、いわゆるみなし掛金建ての方式がいいと考えますが、総務大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○麻生国務大臣 公的年金制度のあり方というのは、これはもう先生御存じのように、先進国の中でも実にさまざまでありまして、そういった意味では、スウェーデンの話が今出されておりますのと民主党案と、類似したところがあるのはよく存じております。

これは、社会的な状況とか、高齢化率が違つてみたり、社会保障制度というのに対する位置づけが高負担、高賦課ということにもなるうかと思ひますので、直ちに採用するというのはいかがなものかと思ひますが、いずれにいたしましても、この年金のあり方につきましては、今、できた当時とは合計特殊出生率も変わりましたし、平均余命もかなり変わつたし、相続税の話にしても、昔は六十歳ぐらいで受け取る方が三十代だったんですけれども、今は受け取る方が六十歳なんというので、もう退職しちゃう後にいきなり受け取つてどうやって払うんだという話もあります。いろいろな意味で考えないかぬことが実はいっぱいあると思ひますので、この種の問題については総合的に検討されてしかるべき問題だと思つております。

○中村(哲)委員 総合的に考えていかなくちやい

けない問題なんです、我が国の今の人口構成の状況、またこれからの変動を考えないといけないと思ひます。

私は一九七一年生まれでして、いわゆる団塊の世代ジュニアに当たります。つまり私たちの世代というのは、この国始まって以来、団塊の世代という親の世代を社会保障で支えていく側なんですね。さらに言えば、私たちの子供の世代が団塊の世代のジュニアの世代というふうに、また団塊ができるのかといつたら、それは現実的にあり得ない。

私の妻の母は、私の妻の年でもう三人の子供を産み終わつていたと言つています。しかし、私の妻は今子供はいません。私自身のきょうだいは、上に二人いますけれども、二人とも子供は一人ずつです。そういった意味で、私たちの世代の実感としては、自分たちの子供の世代が多子になるというのはなかなか考えられないんです(発言する者あり)いや、頑張れという不規則発言もありましたけれどもね。

私たち地方から出ている人間にとつたら、地方にもう同級生はほとんど残っていないんです。ね。高学歴で頑張つた人間ほど東京に出ていく。東京周辺では、私も官僚の皆さんと事前にお話しさせていたいただいてお互い愚痴をこぼしていたんですけれども、大きな家に住めないじゃないですか。こういう社会が豊かになつて個室化しているときには、四LDKぐらいないと二人目、三人目とか持てない。そういった中で頑張れと言われても、なかなか難しい。

また、女性の社会進出が進んでいる中で、職業を続けながら子供を育てるのはめちゃくちゃ大変なことなんです。私の姉も医者をやっていますけれども、正直、両親の支えがなかったら子供なんか育てていけません。

官僚の皆さんなんか大変だと思ひますよ。全国から優秀な人たちが東京に集まつてきていて、自分の親には面倒を見てもらえない。その中で相手を見つけようと思つても、なかなか相手が見つ

らない。そういった若い世代に特有の問題というのがあつたわけですね。そういった問題に向かい合つていかないとけないんです。

そういったときに、私は、私たちの世代、団塊の世代ジュニアというのは、非常に大きな責任があると思つてゐるんです。私たちの世代以降の世代は、常に自分たちより多くの人々を養つていかなくちゃいけない世代に確実になるんです。私たちでこぶは終わりで、これから人口はずつと下がっていくだろう、実感としてわかつてゐる世代ですから、社会保障のあり方というのは、特に年金のあり方というのは、私たちの世代でちゃんと議論をしていかないとけない、私たちの世代の議員がちゃんと国会で議論をしていかないとけない、そういう思いでゐるわけです。実は、高井委員とも私は同い年なんです。だから、そういった認識で皆さんに答えていたきたいし、議論をしていただきたいと思うんです。

私たちの世代の実感として、みなし掛金建ての方式がなぜいいのかということになると、給付と負担の関係がはつきりするんですね。毎年毎年払つた分の保険料、そのみなし保険料資産というのを計算するわけです。そして、そのみなし保険料資産の計算というのはみなし運用利回りというのを設定してやるわけですね。毎年毎年そのみなし運用利回りは何%にするのか、それもきちんとルールを決めていけば、ああ自分たちが払つたものがこういう形で運用されたことになつてゐる、そうすると、自分が六十五なり七十五になつたときに、今自分が持つてゐるみなし保険料資産というものはこれだけあるから、それでは平均余命があつただけあるから一年間の年金はこれだけだと、給付と負担の関係が非常にはつきりするんです。

私は、何も積み立て方式でやれと言つてゐるわけじゃないんです。賦課方式でやることに非常に意味があると思つてゐるんです。二重の負担の問題を考えれば、積み立て方式というのは私もあり得ないということも十分理解しながら、このみ

なし掛金建てという方式を今御提案させていただいてゐるわけでございます。

だから、これから総合的に考えると今この大臣の答弁ありましたけれども、積極的に、今この国の置かれてゐる状況、これから人口が減つていく状況、若者は無業化が進んでゐます。そういった中で、そういった方式であれば安心して若者が払つていこう、前の世代をきちんと支えていこうと思ふかどうかなんです。受け取る側の皆さんはどんな方式だつていいんです。しかし、私たちの世代がもうみんな払わないと言つて払わなければ、賦課方式でやらないといけないわけですから。だから、若い世代が納得できる方式をみんな考えないといけないんです。その点を伺いたいんです。

諸外国の例、諸外国の状況、いろいろあるでしょう。でも、日本の固有の今の状況、それを踏まえて大臣に御答弁いただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは、私の話、総務省の話かと言われたら、ちよつと違うんじゃないかと思うんです。したがつて、厚生省の領分だと思ひます。すのうかつなことは言えぬと思つて、詳しいことは厚生省からも来ていますので聞いていただいたいと思います。

今のはみなしの話です。ずつと掛金が上がつていく、この上の部分だけをやるという話なんだと思ひます。これはスウェーデンと同じものなんです。その一番のものとこの保険料の拠出額とみなしの運用益というところの話で、私、制度としては決して悪くないと思ひますよ、はつきり言ひますけれども。

ただ、段階的に保険料を引き上げていく今の状況じゃなくて、ある程度の保険料水準に到達してからでないか、その段階で検討しないと、今上げていく段階でどうか。これは人様の領分のことなので、余り詳しくないのに偉そうなことを言うわけにはいかぬけれども、今、少しずつ少しずつ上がつていく段階でうまくいくかねというちよつと正直な感じが私はしますが、詳しくは厚

生省の方をお願いします。

○竹本大臣政務官 大臣の答えになつたとおりなんです。厚生労働省として少し補足をさせていただきたいと思ひます。

先生おっしゃるとおり、スウェーデンのやり方は賦課方式、世代間扶養を概念上前提として、そして拠出した額の保険料、これを賃金上昇率に合わせて運用してゐる、そういう前提に立つておるわけです。そういう意味ではわかりやすいわけでありまして、自分のお金などのぐらになつてゐるか、確かにわかりやすいんです。

では、いいじゃないか、日本でそれを採用したらどうかというお話でございますが、問題が幾つかあります。一つは、今麻生大臣言つておられましたが、今我が国の保険料は段階的に引き上げていこうとしております。今一・三・五八、これを一・八・三〇まで段階的に上げていくわけでありまして。今の時点でこの保険料率のまま導入いたしますと、給付水準が大幅に低下する可能性があり、これが一つ。それからもう一つは、実は所得再分配機能が公的年金制度にあるわけでありまして。厚生年金あるいは共済年金、こういうのがあつたわけでございますが、今のやり方ですと、この所得再分配がうまく機能しない可能性が有る。

こういった意味で、即採用というのはなかなか難しいですが、なおいろいろ総合的な見地から検討はしていかなくやらないものだと思つております。

【委員長退席、佐藤（勉）委員長代理着席】  
○中村（哲）委員 官僚がつくられた作文をそのままお読みになつてゐるような感じがいたします。これからどういふ方向に政治家として持つていきたいのかというふうな、魂を込めたお話をいただきたいんです。

きょう、総務省が提出してゐる資料、「地共済の給付現価と財源構成」、そういうペーパーを皆さんにお配りさせていただいてゐますけれども、先ほど公務員部長が西村智奈美委員の答弁でもしておりますように、この部分というのは必ずし

も今実際に穴があいてゐるというわけではないんですけれども、積み立て方式でしたときにこういうふうな穴があいてゐる計算になる、そういうふうな図であります。

実際これだけ、六十八・七兆円分、地共済の方でも積み立て方式だと穴があいてゐるわけですよ。だから、それを急に埋めないとけないというところで今保険料率をずつと上げてゐるわけですよ。まさに若い世代、将来の世代が、残した負担を埋めていかないとけない、そういう状況にあるわけです。そういう状況にある中だからこそ、負担と給付をはつきりさせるような方式、みなし掛金建てという方式を導入しないといけないんじゃないんですかということ言つてゐるわけです。

このみなし掛金建て方式というのは、必ずしも今回の民主党案に限らないんです。私、民主党案を外して今議論させていただいてゐます。地共済のこのスキーム等を仮にとるとしても、みなし掛金建てという方式を地共済で導入すればいいんじゃないか、私はそういうふうな主張をしてゐるわけでございます。だから、そういうふうな皆さんには問題意識を持つていただいて、これからは御答弁に当たつていただきたいと思ひます。

時間ありませんので、第二の項目に移ります。一元化についてです。

まず、地共済と国共済との一元化の前に、政治家と地共済との関係について少し議論をさせていただきます。

地方公務員共済年金、地共済には、市町村長や知事などの特別職も被保険者になると聞いております。それであるならば、国共済と地共済の一元化の前に、同じ特別職である地方議員も入れるようにすべきじゃないか。つまり、地方議員互助年金との一元化を考えるべきでないかと思ひますが、総務大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 一つの御意見だと思ひますが、あくまでもこれは互助年金というぐあいに考えら



れた方がよろしい。議員の場合です。議員の場合、互助年金と考えられた方がよろしいんだと思います。

これは、地方議員でいる在職年数がいわゆる他の被用者年金制度の期間と通算されないところ、十二年したらやめちゃうとか、片方は三十年いるとかいうことになりますので、そういった意味とか、また重複の適用が認められていることなんかいりやありますので、公的年金制度とは、御存じのように地方共済の場合は重複はできませんので、そういった意味ではかなりな部分違っているという感じがします。根本的なところは違っていますので、直ちに一元化というわけにはなかなかいかぬのじゃないかというのが率直なところです。

いずれにいたしましても、この議員の話というのは、地方議員のところの問題はやはり互助年金というところが一番の違いかなという感じがいたします。

○中村(哲)委員 互助年金という考え方であっても、ある意味、地共済自身が互助年金の意味合いもあるわけじゃないですか、公的年金なんですけれども。だって、公務員だけで年金制度を完結させるわけですから。だから、程度の差は違いますが、あるかもしれませんけれども、すべてそういうふうになっているわけではないんですよ。そこは認識していただきたいと思ひます。

第二の質問に移りますが、国共済の質疑の際、中塚委員の質疑の議事録を見ると、答弁では、三党合意もあって、民間出身の大臣も国共済の被保険者となるように政令を改正する、そういうふうに触れられておりました。しかし、当たり前のことかもしれないけれども、国会議員出身の大臣については触れられていません。何で国会議員だけ特別なのか。

大臣も未納の期間がおりになりましたけれども、民間出身の大臣はよくて国会議員出身の大臣はだめだということに私はならないと思うんですよ。まさに大臣もそういう制度があったら未納期間

間はなかったわけですから、そういった意味で、国会議員出身の大臣、副大臣、政務官も国共済年金に入れるように私は法律を改正すべきだと思います。これは財務省にお伺いいたします。

○七条大臣政務官 国共済の方につきましては私どもの方の所管でございますから、財務省としてお答えをさせていただきます。

確かに、今先生が言われましたように、三党合意の中で、民間の大臣について国共済の年金制度に加入をする、これは一つの考え方として非常に前向きで、そうでなければならぬと思っておる一人であります。当然、兼業禁止になるという、いわゆる大臣規範の中に書いてあることを含めまして、企業年金に入っておられた民間の方々をそれぞれおとり一段階だけの国民年金だけで、こういうことになれば不合理が起ってくることも出てまいりますから、これはこの国会中に何とか政令改正をしていく方向だと思っております。

ただ、それが次の段階に入ったときにどうなるか。私たちのような国会議員あるいは大臣も含めて、国会議員がこれと同じようなことをしていくというところになってきたときには、先ほど来から問題が出てきております国会議員の互助年金をどうするか。この互助年金という問題について、これに賛成か反対かということについては国会内の御論議をいただかなければならないということとありますし、当然、私はそこでコメントすることができませんが、もしこの互助年金がないという場合とあるという場合では答えが変わってくるのではないかと。

そういうふうなことを含めまして、今の制度のままでは引き続きこういう取り扱いを行うことが適正であると私たちは考えております。

○中村(哲)委員 だから私は、この際、国会議員互助年金も廃止して、国共済に国会議員も入れるようにすべきじゃないかと考えております。

今、御存じのように、国会議員の互助年金は在職期間十年以下の人たちは支給されません。一時

金として八割返ってくるだけです。退職金の規定もあるのに退職金ももらえない。そして、掛金は八割返ってくるだけということになります。さらに言えば、三年未満の在職期間の方たちは掛金も返ってこない。退職金もないし、掛金も返ってこない。国会法で定められている退職金をもらえない上にです。そういうことを考えれば、国会議員も国共済に入れる方が妥当なんじゃないか、私はそのように考えます。

政治家の判断、政治家の議論として、麻生大臣に、この件についてどのようにお考えになつていらっしゃるのか私は答弁をいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは中村先生、吉田内閣のときに、国会法で、議員はとにかく退職金は受けることができるということになつておるんですよ、昭和二十二、三年にできた法律だと思ひますけれども。ところが、御存じのように退職金はない。

そこで、昭和三十三年に国会議員互助年金法というのが議員立法で成立したという経緯なんです。それによつて今日いろいろな条件がずっと出てきたというのが経緯でもありますので、総務委員会、総務省所管として、単なる互助年金の支給関係事務だけやつておる私にとつて、おまえ、もともとからどうにかしろと言われても、ちよつとそれはなかなか、これは議員立法でもありますので、国会で討論していただくより手がないんだ、私はそう思ひます。

○中村(哲)委員 我が国は議院内閣制をとつております。だから、私が麻生大臣に伺つてゐるのは、総務大臣としてだけで何つてゐるわけじゃないんですよ。やはり国務大臣として、閣僚、キャビネットの一員として、本当に我が国の最高意思決定に当たられてゐるお一人としてお聞きしてゐるわけです。もちろん、与党自民党の中でも非常に大きな力を持つてゐる政治家ということも認識させていたいただいてゐるところでございます。政策決定にずっと主要なところがかかわられてきた、そういう政治家として麻生大臣に伺つてゐるわけ

議院内閣制における議会の質疑というのは、そういう意味があるんですよ。皆さんは都合のいいときだけ、いや、私は総務省の大臣なので所管のことしか答えませんとおっしゃいますけれども、それだったら、何で政府と与党の事前審査もあるのか、そういう話になつてくるわけですよ。

まさに、そういった意味で、議院内閣制、そして日本の政治風土を考えれば、麻生大臣というのは非常に力を持つていらつしやるわけですよ。だから、こういったことで議論をさせていただいた、これから仮に総務大臣を離れて次は総理になられるかもしれない、そういったときにお考えになつていただきたいということでございます。だから、そこをやはり大臣としては、いや、おれは政治家だからこう答えてやろう、そういう意気込みで答えていただきたいと私は思ひますが、いかがですか。

○麻生国務大臣 この種の話に乗せられてひつかかつていった人が、子供のときから政治の世界をかいま見てきましたので、難しい質問にはなかなか簡単に答えられないところなんです。

議院内閣制というのはもう中村先生おっしゃるとおりなんです、御存じのように、先ほど高井先生だったか、議論しようと言つけれども、ここは議論はできない。ここは質問しかできない。それに対して答えなきゃいけない。私の方から、高井先生、じゃ伺いますけれどもと言わないとこれは議論になりませんが、それは認めてもらえないわけですから。何か党首討論なんて書いてあるけれども、英語ではあれはクエスチョンタイム。おかしいでしょうが。ディベートタイムと言つてもらわれないと、英語がでないんじゃないかと。青森県出身の人が決めたからあんなのかないかってこの間からかたら、ほかの青森の英語のできる人からえらい勢いで怒られましたけれども。

基本的には、私どもとしては、議院内閣制としていろいろするというのは、中村さん、正しいですよ、した方がいい。ただ、それをすると、ほか

の役所のところになってくると、これはなかなか難しいから一杯酒を飲みながらすると言つと、まあかなり不謹慎な意味にとられてもかなわぬし、率直なところ、いろいろな話をさせていたいただいた方がいいなというのは私も思いますけれども、なかなかそこが規約があつて難しいところだと存じます。

○中村(哲)委員 端的に意気込みだけ聞かせていただければ結構だったんですけども、大臣も問題点を認識なさつたということで、検討していただきたいと思ひます。

それで、国共済との一元化について伺ひます。

私は、時間の都合もあつて、この制度について組合員との関係も聞きたかつたんですが、それは聞きます。地共済の組合員にこの制度の必要性を言つてもなかなか伝わらないと思ひますね。

これは、財務省が出していただいた資料を皆さんに配らせていただいております。「平均保険料率」、そういうふうな表ですけども、見ても

らつたらわかりますけれども、地共済の組合員は、一三・〇三%で済んだのが一三・三三%になるわけですね。国共済の人たちは、一四・三八%が一三・三三%に引き下げられるわけです。地共済の組合員の方が多から、少ない国共済の人たちと比べたら、〇・三%上げた国共済の人たちは一・〇五%引き下げることができる、そういうことになっているわけなんですけれども、何で自分たちがこんな負担を背負わなくちゃいけないのか。

恐らく旧自治省、総務省の人たちが地方に出向されたときに、国家公務員だいい目しているじゃないかと、多分、総務省出身の地方に派遣された、出向された人たちは、部下から上司からかわかりませんけれども、結構ねちねちと嫌みを言われるんじゃないかな。もちろん、そのときは出向された方も地方公務員になつていらっしゃるから、そんな話は出てこないのかもしれないけれども、まあ余談になりましたが、組合員にはなかなかこの必要性は理解されないと思ひます。それは余り議論しても仕方がないのでしませんが、それと、もう一つ問題になってくるのが地方自治体の財政に与える問題です。

つまり、地方自治体は、大臣の目から見てわず

かかもしませんが、こうやって保険料が上がるわけですね。そうすると、上がった分だけ、使用者側の責任として、保険料折半ですから、支払う保険料が上がるわけです、ふえるわけです。そうすると、必然的に地方公共団体の財政に与える影響というのは大きくなるわけです。この財源措置がとられているのか、総務大臣と財務省に伺ひます。

○山口副大臣 私の方からお答えをさせていただきます。先ほど来中村先生御指摘のとおり、地共済の方がいいですね。ただ、年金の一元化の場合は、旧国鉄の場合もそうだったんですけれども、常にそういう問題をはらんでおります。

しかし、地共済の場合も、町村合併等々によつてどうしても人数が減つていくだろうというふうなさまざまな流れの中で、やはりここはひとつしっかりしたものをつくらうということで私は御理解をいただいております。確かに、今お話しのとおり折半ですから、当然地方財政に影響を及ぼすというふうなこともございますので、そこら辺は地方財政計画の中でしっかり見させていただいて、交付税措置ということでやらせていただきます。

○中村(哲)委員 つまり、交付税で面倒を見る、そういうお話だと思ひます。

財務省、御答弁いだかなかつたので、そういうことだと思ひますけれども、答弁されますか。

○七条大臣政務官 同じ答弁になつてしまうかもしれないけれども、当然、一元化をしていくというところで、今、国家公務員といわゆる地方公務員の場合は多少負担率が違います。ですから、地方の方が一緒に合はせてくると高くなるというところは先生さつき言われたとおりでございますが、

当然、これらは地財計画の中でやらなければならぬ。その地財計画の中で運営するというのは、国家から充てていく資本の中でも含めて考えなければならぬということでございますから、同じ答弁になります。よろしゅうございますか。

○中村(哲)委員 納得いたしました。決して地方いじめにならないように配慮していただきたいと思ひます。

時間の都合で、第三項目の前に第四項目、職域加算部分について伺ひます。

先日の財務金融委員会の質疑、平成十六年五月十四日の中塚委員の質問に対する財務大臣の答弁がありました。同じことは地共済にも言えます。

職域加算部分は、厚生年金に置きかえて考えれば、三階建て部分の厚生年金基金に相当する部分だと概念的には考えられます。

そうしたときに、財務金融委員会でも触れられていた点ですけども、一三・〇三のうちの職域加算部分の保険料に相当する部分の半分は税金なわけですね。その根拠は何なのかということと

ろについては、財金では時間切れで聞けていなかったわけですね。ここがまさに今週刊誌で公務員の職域加算部分がおかしいんじゃないかと言われている根拠にもなり得る部分だと思ひますね。

私も事前に官僚の皆さんとお話しさせていただきました。いや、職域加算部分についてはいろいろありまして、ちゃんと私たちは保険料を払っているんですよ、その部分でやっていることですから、責められることはないと思ひますけれども、この話はあつたんです。私もそのとおりかなと思ひたんですけども、よく考えてみれば、職域加算部分の保険料の半分は使用者が負担する税金になつていくわけですから、ここについてはやはりはつきりした理由が必要だと思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○山口副大臣 この件につきましては、先ほど稲見先生の御質問にも若干そういった御趣旨のお話があつたわけなんです、この職域部分というのは、実は、公的年金制度という考え方と、もう一

つ公務員制度の一環として私どもとらえております。

特に公務員というのは、もう御案内のとおり、さまざまな制限があります。あるいは、退職してから一生つきまとう守秘義務等々、これはいろいろあるわけですので、やはり労働基本権との絡み等々も考えてこうした制度を共済年金の中に設けさせていただいておりますけれども、当然、公的年金制度の一部なので労使折半というふうなことで、国の方も半分、地方公共団体につきまして、もうこれもお話のとおり、地方公共団体の事業主というふうな性格に基づいて負担をしておるということでもあります。

○中村(哲)委員 つまり、職域加算部分の半分は税金だ、これは公務員制度の特殊性だということなんです。だから、公務員制度改革が今なされていきますけれども、そこを並べて議論していかないとけない、そういうことで確認をさせていただきたいと思ひますけれども、まさに国民の目から見て公務員が特権階級になつていて、そういうことにたえられるような公務員制度改革をこれから政治家同士でやっていくかといけない、議論をしていかないとけない、そういうことなんです。

関連して、それでは次に、在職期間二十年を境にして、職域部分が半額か全額かと分かれるわけですね。これもなかなか筋が通つていないんじゃないか、意味がわからないんじゃないかと私は思っているんですが、なぜ二十年までの人だったら半額しかもらえなくて、二十年以上の人だったら全額もらえるんですか。その合理的な理由は何なんでしょうか。

○山口副大臣 地共済の制度というのは、先ほども申し上げましたけれども、公務員制度の一環として、まさに公共の利益のために行政を公正かつ能率的に、そうした職責を有しておりますので、長期間さまざまな職務上の制約のもとで勤務をする公務員の退職後の所得を保障する、安心をして公務を遂行してもらうということでやっておるわ

けなんです。

今御指摘の職域年金相当部分につきましても、このような公務員制度の一環というふうなことで設けられた趣旨から、これも先ほど若干御議論がありましたけれども、実は長期間勤務をして退職をした者を中心に考えさせていただいております。結果として、組合員の期間が二十年以上である者と二十年未満である者については給付の差をつけさせていただいておるというふうなことでございます。

○中村(哲)委員 その差が合理的な範囲内なのかどうかということなんです。それをもっと考えないといけない。

それから、今おっしゃったような理由であるならば、公務員をやめて民間企業に勤めることは許されませんよ、その理由だったら。しかし、現実的には民間企業に勤めているし、そして民間の公益法人にも勤めているじゃないですか。そっちは許されて、理屈が合わないじゃないですか。それは公務員制度の制度改革のときに議論するんです、全部そういうふうに逃げていますけれども、つじつまが合わないんですよ。

そこに対してどういうふうにかこれから政治家は考えていくのか。これは官僚に任せていたら丸め込まれますよ、大臣、また政務官。そういう議論をぜひ与党内でしていただきたいんです。そして、あるべき公務員制度改革というのはどういうものなのか、もう一度しっかり議論していただきたい、私はそのように思います。

戻りまして、第三項目のマクロ経済スライドについて伺います。

私も、なぜ厚生年金と同じスライド方式をとるのかな、地共済では地共済の独自のスライド方式をしてもいいじゃないか、そのように事前に事務方とお話しさせていただきました。そうすると、いや、これは厚生年金と給付水準を合わせるために仕方ないんです、だから一緒にさせていただきたくんです。私としてはわかったようなわからぬような、そういうお答えでした。

マクロ経済スライドは何が問題かというところ、過去賃金の読みかえ率は今まで手取り賃金の上昇率だけだったわけなんです。そこに、調整期間、特例期間に限って人口要因変化率を加えるということなんです。人口要因変化率というのは何かというと、公的年金全体の加入者数の減少率、これが二〇二五年ごろまでの平均が〇・六％程度と言われているんです。そして平均余命の伸び率、これが二〇二五年ごろまでの長期予想で〇・三％程度だと言われているんです。つまり、この二〇二五年ぐらいまでは、合わせて〇・九％分、過去賃金の読みかえ率が自動的に下げられてしまうわけです。

そしてまた、これがなぜマクロ経済スライドという名前と呼ばれているのか。経済状況と一切関係がないんです。人口要因にすぎないわけです。私は、本当にこれは羊頭狗肉だと思いますよ。こういったマクロ経済スライドという名前をつけたら、経済状況に合わせて変わっていくんだろ、みなさんそういうふうにだまされちゃいますよ。これは羊頭狗肉、私はそういうふうに思います。

時間がなくて本質的な話を聞きますけれども、このスライドの特例期間、調整期間、二十年程度と見込んであるというふう聞いていますけれども、何で二十年なのか。スライドするにしても、もうちょっとロングスパンにとつてもいいんじゃないか。そうすると〇・九％というような激変のそんな利息じゃなくても済むわけですよ。なぜ二十年と見込んであるのか。これは結局、過去債務の急激な清算にすぎないのではないかと。

総務大臣に伺います。

○竹本大臣政務官 厚生労働省の方からお答えさせていただきます。

今、マクロ経済スライドという言葉が適切でないというお話でございますけれども、我々は今回の改正案において基礎年金の国庫負担の割合の引き上げの道筋を明らかにするわけでございまして、保険料負担の上限を明確に示すことによつて、現役世代の負担が過重にならないようにま

配慮いたしました。

もう一つは、既に年金を受給している人も含めて、年金を支える力の変化、今おっしゃっていた人口の減少ということでございしますけれども、そういうことも含めた調整をしなきゃいけないということでありまして、最終的に段階的な保険料水準の引き上げや給付水準の調整というのはソフトランディングをさせないと、特定の世代に偏つてはならないということで、全体で調整する、そういう精神でやっておりますので、その名称としてマクロ経済スライドと。適切でないと言われればそうかもしれませんが、一応そういうことを慣例的にも使ってきておるということであります。

○麻生国務大臣 今、中村先生御指摘のあったように、この数字を見てみますと、約二十年後の平成三十五年に終了する見通しというのが、調整期間の終了年次というのに……(中村(哲)委員「二〇三五年ですか、三十年後ですか」と呼ぶ)約二十年後の、三十年か、ごめんなさい、に終了する見通しになっているということ、私もそれは承知しています。一応、このスライドのあれでいくとね。

ただ、私に言わせると、これは厚生年金の財政の再計算をやっている、単純計算しただけの話です。それから、それからいくと、社会の経済情勢や何からまた変わって、さらに出生率が落ちたり平均余命が伸びたりすると、これは変更し得るとか変わりが得るといふ可能性があり得るものだと思います。

それから、スライド調整期間中の受給者というのは、その後の時代、その後の時代ということでは中村さんよりもっと後になるのかな、後の時代の受給者の方に比べて給付水準が高いというようなことで、特に不利益をこうむるというようなわけでは。このところは大事なところで、こっちはよくてこっちは悪くなったというんじやないかなのかという感じがしたので、私もその点は聞いてみたんですけれども、それはないとい

うことになっておるように思っております。

ただ、名前については、最初これを見たとき、何じゃらほいと正直私も思いました。

○中村(哲)委員 時間が参りましたから終わりますけれども、大臣でさえ調整期間が二十年なのか三十年なのかはつきり御認識できていないという状況でもありましたし、それから、二〇二〇年の十二月に厚生労働省が年金改正のたたき台を発表したときには、これは〇・三％程度というふうに考えていたわけですね。そのときに、まさに賃金支払い総額の伸び率に着目して、〇・三％という数字をたたき出してきたわけです。だから、そのときだったらマクロ経済スライドという名前は適切だったんです。それを、今回、どういう理屈かわからないけれども、人口要因の方にすりかえられてしまつて、〇・九％になったんです。毎年毎年〇・九％下げられるんです。非常に大きな利息の変更なんです。

このことを最後に指摘しまして、本当にここで議論することはたくさんあるということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○佐藤(勉)委員長代理 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

最初に、年金の給付と負担の見直しの問題についてお聞きいたします。

今回の法案は、これは年金の給付と負担の見直しについて、厚生年金制度と同様、同程度に見直す総務省の説明で行われております。

保険料について、厚生年金では、この十月から毎年〇・三五四％ずつ十四年間保険料を引き上げて、二〇一七年には一八・三％まで引き上げて上限とし、以降その水準で固定するというのを法律で明記しております。

それでは、地方公務員共済の場合はどうなるのか。この掛金の水準について、総務省の説明では、厚生年金と同程度の水準で推移とありますけれども、この地共済の場合、最終的には何％になると想定しているのか。この点、お答えくださ

い。  
○須田政府参考人 お答え申し上げます。  
今後の地共済の保険料率でございしますけれども、これにつきましては、一元化を行う国共済と調整しつつ、保険者である地共済連合会において本年十月までに行われる財政再計算に基づきまして数理的に算定されることになっておりますので、現在の段階で確定的なことを申し上げることはちょっとできないという状況でございします。

ただ、一定の前提を置きまして、暫定的に試算を行いますと、地共済の保険料率を毎年〇・三五四%ずつ引き上げていくとした場合でございしますけれども、この場合の最終保険料率は二〇%程度になるのではないかと見込まれるところでございします。

〔佐藤(勉)委員長代理退席、委員長着席〕  
○塩川委員 現在の一・三・〇三が二〇%程度ということですから、掛金の負担増が極めて大きいということが見てとれると思います。

それから、給付水準についてですけれども、厚生年金の場合は、政府は、年金給付について現役世代の収入の五〇%を保証すると説明をしてきましたが、これはごく限られた厚生年金のモデル世帯だけだった。四十年間夫が勤めて、四十年間妻が専業主婦、こういう世帯そのものも全世帯のごく一部ということも議論になりました。しかも、そうしたモデル世帯ですら、年金受給が始まる時点だけで、その後は五〇%を下回る、年を重ねるに従って下がっていく、五〇%を切ってしまうということも、この間の審議の中で明らかにしました。

地方公務員の場合はどうなるのか。総務省では、厚生年金の給付水準について同様だという説明をしておりますけれども、現在、六十五歳のモデル世帯、それからあと四十五歳のモデル世帯において、現役世代の収入に対する給付の割合が受給開始時点で何%になるのか。この点をお答えください。  
○須田政府参考人 お答え申し上げます。

地共済年金のいわゆる所得代替率でございします。これにつきましては、正確な試算を行っていただくわけではございませんが、仮に、厚生年金のモデル年金の条件をもとに粗い試算という形でしてみますと、ちよつと時間の関係もありましたものから、現在四十五歳の者だけしかできておりませんけれども、現在四十五歳の者が六十五歳時点で受給する所得代替率は四七・五%、これが七十五歳時点では四二・六%、八十五歳時点では三八・二%となるであろうと見込まれるところでございします。

○塩川委員 既裁定部分については、これは数字で出るんだと思うのですけれども、私が聞いている数字では五六・一%と承知しています。それではよろしいですか。

○須田政府参考人 五六・一%、地共済の関係で、いわゆる厚生年金の試算と同様な形でモデル世帯を算定した場合でございしますけれども、その数字が五六・一%でございします。

○塩川委員 厚生年金の場合は、モデル世帯の場合に、二〇二五年で六十五歳になる方も辛うじて五〇・二%という数字で、五〇%を保証するという建前で、多くの国民の皆さんは政府の説明でずっと五〇%がキープされると思っていたのが、実際には割り込むということがこの間明らかになったわけですね。地共済の場合でいえば、モデル世帯で想定をした場合においても、厚生年金で五〇・二%で想定していたものが、実際には今答弁にあったように四七・五%ですから、そういう意味でも、五〇%を保証するという前提そのものが、この地共済の場合では損なわれているということが言えるわけです。

あわせて、既裁定の六十五歳の場合のモデル世帯で二十年後の割合はどのぐらいになるのかも、ちよつと確認の意味で教えていただけますか。  
○須田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの五六・一%に対応した数字が、二〇二五年度における所得代替率につきまして試算してみますと、四七・五%になっております。

○塩川委員 四七・五%、数字がグブっているものであれでしょうけれども、今四十五歳の方が二十年后に四七・五%というのはモデル世帯の話じゃなくて、今四十五歳の者が六十五歳でもらった時点に四七・五%という数字と、あと、六十五歳の者が二十年后にもらうという数字が四七・五%で重なっているということだと思ふんですけれども、それでよろしいですか。

○須田政府参考人 そのとおりでございします。

○塩川委員 整理しますと、要するに五〇%を確保しますということと、それと同様の見直しを地共済でやろうといていた場合に、実際にはその五割も確保されていない。もちろん、今六十五歳の方が八十五歳になるときに五割を当然割り込んでいくわけですし、四十五歳の者が二〇二五年の時点でもらう始めるようなときにおいても、実際にはその時点でもう既に五割を割り込んでいたというのが、地共済における、粗い算定とは言いましたが、政府としての見直しとして出している数字だということがわかりました。

その上で、これも厚生年金の際で議論されましたけれども、モデル世帯以外の場合、そもそも五割に届かないじゃないかということも言っていたわけですね。その場合、地共済、数字を出すというのか。

そこで、お答えいただきたいんですが、四十年間の夫婦共働きの世帯、四十年間の男子単身の世帯、四十年間女子単身の世帯のそれぞれについて、受給開始時点と受給開始二十年後の割合、所得代替率が何%になるのかをお答えください。

○須田政府参考人 厚生年金の試算と同様の前提を置いた上で、地共済における、平成十六年における所得代替率を御指摘の幾つかのモデルにつきまして試算してみますと、まず、四十年間共働きの場合でございしますけれども、夫、妻ともに地方公務員として四十年間共働きの世帯として計算しておりますけれども、これが四三・九%でございします。それから、四十年間地方公務員である男子単身世帯の場合が四三・四%。また、四十年間地

方公務員である女子単身世帯の場合が四四・四%でございします。

また同様に、これを二十年後の平成三十七年、二〇二五年度における所得代替率を試算してみますと、夫、妻ともに地方公務員として四十年間共働きの世帯の場合三七・二%、四十年間地方公務員である男子単身世帯の場合三六・八%、四十年間地方公務員である女子単身世帯の場合三七・六%となると見込まれます。

○塩川委員 一連の年金法案の中で、もともとベースとなつてゐる厚生年金をとつてみても、五〇%の給付水準を確保するというのが六十五歳のその一点だけだったということも審議の中で浮き彫りになったわけですから、地共済の場合で同様な試算をすると、それすら割り込んでしまうということであるわけですね。

そこで、今の数字をお聞きになつて、大臣に率直にお伺いしたいんですが、地共済の給付水準については厚生年金と同程度の水準、こういう説明を総務省は行ってまいりました。では、厚生年金はどうかといえ、現役世代の収入の五割を保証すると説明してきたわけですから、実際に地共済に当てはめてみれば、五〇%割れを起こすことが明らかにしたわけですから、大臣はこういう事実というのを、この法案を国会に提出する時点でもう既に御存じだったのでしょうか。

○麻生国務大臣 お尋ねのように、所得代替率というのに関しましては、これはいわゆる世帯の類型によつて違いますし、今三七%というのと、えらくそこだけ低いように感じますが、それは、基礎年金は一人分でしょう。独身者と夫婦者では基礎年金が違いますから。

それから、最終の給与が高ければ高い人ほど、もう額、率は低くなりますので、これは最後に高い人も低い人も皆一律五割というわけではありませぬ。そういった意味では、厚生年金でも地共済の年金でも五〇%を切るということは、最初からそうだろうと思つておりました。

したがいまして、今の御質問で、最初から知つ

ておったかといえ、知っておりましたという答えになります。

○塩川委員 いや、坂口大臣は知らなかったという話だったんですね。これは朝日新聞が試算を要請して厚生労働省が資料を出して、それで厚生年金はどうだというのが四月の末、連休前ぐらいで報道されました。それを踏まえて連休後に厚生労働委員会の審議も行われまして、坂口大臣は新聞を拝見して初めて知ったという話でしたから、私はそういう点でも、本当の意味で、この法案について十分な理解が、国民に対して説明が行われたのかどうかということが疑わしいのが実態だと思います。

これまでの国民への説明が、率直、間違っていないじゃないか。私は、厚生年金もそうだと思いますけれども、並びで行われている地共済年金についてもそういうふうな率直に思うんですが、大臣はいかがですか。

○麻生国務大臣 これに関して関心の深い方であれば一応調べておられると思いますが、少なくとも、最終の給与が高い人も低い人も一律五割というようなことは、それはなかなか考えられぬんじゃないかと普通は考えるんじゃないでしょうか。一億円の人も五百万円の人も皆同じ五割ですか、五千万というのはそれはちょっとおかしいでしょうとか、普通はそう考えられると思いますので、私の方は最初から、世帯やまた家族構成、基礎年金を二人払っているか一人払っているのかで違いますので、そういった意味では違うだろうなと思っております。

ただ、今のうちに、三七・二%とか四%、そういう端数の数字までわかっていたわけではありませんが、同じなことはないだろうと最初から思っております。

○塩川委員 与党の合意でも政府の法案の説明においても、標準モデル世帯については、現役世代の収入の五〇%を保証しますと。でも、これが損なわれたというのがこの間の審議で明らかになったことなんじゃないですか。事前に国民に説明し

ていた、選挙の際でもそういうことを訴えておられた党がありましたけれども、そういう意味でも、こういうのが損なわれた、事実と違っていたんだ、そういうふうには思いませんか。

○麻生国務大臣 私にお聞きになるより厚生大臣にお聞きになる方が正しい質問の対象者だと思いますけれども、これは、総務省の管轄の話の地方共済年金に限って聞いておられると理解してよろしいんですか。(塩川委員「地共済についても厚生年金と同程度の水準というのは総務省の説明です、その立場で総務大臣に」と呼ぶ) 地方共済についてですね。

地方共済につきまして説明不足ということを言われれば、どれくらい理解が地方公務員の間に広まっているかについては、ちょっと調査がありませんので、正しくこれがこういう数字ですということをお願いするほど詳細に調べているわけではありません。

ただ、年金のこの標準家庭というのを見たときに、標準家庭の設定が、二十幾つで結婚して四十年間夫婦一緒ですつというのはいきよびなかなかならないだろうな、私は、現場を見れば何となく、そういう標準家庭の基準は少し今の時代とは違っておりはせぬかなとか、いろいろなことを思っておりますので、そういった意味では、自分のところと当てはめてみて五〇にはならないと思っておられる方が多いのではないかと、常識的な範疇としてそう思っております。

ただ、それは、公務員について皆そうなのだろうかと言われれば、忙しい中でそういった範疇のところまで回っていないところもあるかと思えますので、その点に関して少しPRが不足しているのではないかと言われれば、その点はあろうかとも思います。

○塩川委員 こういう数字を、試算をそもそも持っているのかというのに対して、持っているのかと。私は五十五歳についても将来どうなるのかというのを頼んだのですが、それについても出てこないというのは、今までこういう計算その

ものをやっていないわけですよ。地方公務員の年金は将来どうなるのかについて、これは総務省として、提出者としてふさわしい説明を行われてこなかった。その上でやはり、そもそもの厚生年金の法案で議論されてきたように、もともと法案、厚生年金における年金の給付について、標準モデル世帯で五〇%確保、それと同程度の水準という地共済についても、私はそういう意味での約束は破られているというふうに率直に思います。

また、国民年金の保険料について言えば、保険料の上限を固定するというのも、実際には違ってもっとさらに上がっていくということなんかも厚生労働委員会の議論で明らかになってきていることですから、私は、そういう意味でも、今度の法案というものはそろつてもう一回出し直しをしてもらう、七割の国民の方から、おかしい、改めて出し直すべきだという声があるわけですから、改めてこの撤回をぜひ求めたいと思います。

その上で、二つ目に、介護休業給付金の問題で質問をいたします。

育児休業の取得期間や給付期間が延長されるといふのは、当然のことです。そこで、休業給付金の上限が雇用保険で定める額に引き下げられることになりました。この上限の金額というのは地方公務員の一般行政職の給与水準では何歳ぐらいに当たるものか、頭打ちの金額というのは何歳ぐらいに当たるのか、その点をお聞かせください。

○須田政府参考人 今回の地共済法の改正で設けられました介護休業手当金の上限額に相当する給料月額でございすけれども、これは、一定の基準で試算しますと約三十八万九千円という額になります。

この上限額に相当する給料月額を支給されている年齢でございすけれども、平成十四年四月一日現在の給与実態調査における全地方公共団体の一般行政職職員では、大体四十四歳から四十七歳に相当すると考えております。

○塩川委員 その結果、この間、介護休業給付金

を受ける人のどのぐらいがそういう年齢で上限にひつかつてくるのか。それはわかりますか。

○須田政府参考人 介護休業手当金でございすけれども、これは同一の方が同一年度内に複数回取得することが可能であるという制度になっておりますので、その受給件数という形では把握しておりませんが、受給者数という形では把握してございせん。恐縮でございす。

ただ、その受給件数の方でございすけれども、これは、平成十四年度において介護休業手当金を支給した件数としましては、七千七百三十二件。こゝまでは私も把握しているものでございすけれども、これらの件数の中の年齢構成別内訳というのは、恐縮でございすが、現時点では把握してございせん。

○塩川委員 実態把握もなしの改定というのは問題だと思ひます。

四十代以上の方が実際に上限にひつかつてくるわけですが、労働省の二〇〇〇年の調査を見ましても、仕事と介護を両立させるために必要なことの第一位が休業中の経済的支援の増額であります。そういう意味でも全体の引き上げこそ本来は必要なのに、それと逆行するようなやり方が今問われていると思ひます。

総務省の資料によれば、平成十四年度に介護休業をとった方が三千六百六人、平成十四年度では四千三百八十二人と年々増加をしているわけですね。だれのために介護休業をとるのかといえ、その多くがやはり老親、親の介護ということがあるわけで、平成十四年度の資料に基づいても、自分の父母の介護というのが全体の四五・三%、配偶者の父母の介護というのが七・八%で、自分と配偶者の親の介護というのが五三・一%と過半数を占めるわけでありす。父母の介護のために休業をとった方というのは、年齢から考えても、実際にこういう上限にひつかかるようなそういう年になってくるんじゃないかと思うわけですね。

その点について、実態はどうかというのがわからないというの、いかがなものか。その点がや

はり問われてくるんだと思うのです。高齢化が進めばその割合はさらに増加をするわけで、実際、平成十年度の資料では父母の介護という方が四七・六％でしたから、平成十四年度の五三・一％と比べても、この四年間で五ポイント以上と急速に増加をしているわけです。

そういう意味でも、一定の制限をかけるような新たな制度を導入しようという場合に、実態がどうなっているかという調査も行わないでこういうのを出すのは、どうなのか。影響調査をきちっとしかるべくやっておいた上で出すべきものじゃないのか。この点をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○須田政府参考人 今回この上限を下げましたのは、基本的には、これは民間でも雇用保険制度の中でこのような制度をつくっておりますけれども、これまでどちらかというと、この共済制度との比較におきまして、共済制度の方が上限が高くなっているということから、官民のバランスが不適切なのではないかというふうな御指摘もあつたりしたこともありまして、今般、共済の上限を雇用保険のそれに合わせることにしたものでございます。

○塩川委員 調査もしていないというところで議論をそもそもできるのかというところは私は聞いたんですけれども、お答えがありませんでした。実際、介護をこれから考える方、差し迫ってくる方がふえてくる、そういう時代を迎えるわけですから、こういう雇用保険の並びでこつちの方も悪くするんだというんじゃないで、全体を底上げすることこそ本来やるべきだ、日額の上限を雇用保険法の水準に合わせて改悪をするということじゃなくて、全体の水準を引き上げることこそ努力すべきだと率直に思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○須田政府参考人 この休業手当の趣旨でございませうけれども、やはりそれぞれやむを得ないような事情といえますか、そういうことがありましたときに、そういう方の介護を支援するということが

でもともと設けられているわけでございます。

ただ、他方で、この財源としましては、組合員の方の保険料を財源としているものですから、働いていない方のための手当というのを、では無制限に高くできるかということもございまして、そういうふうな兼ね合いとか、あるいは民間ではどうなっているかとか、そういうことを総合的に考慮して決めたものでございます。

○塩川委員 民間でも大変な努力が始まっているところだと思ふんです。厚生労働省もファミリー・フレンドリー企業というのを認定する形で奨励しているというのがこの間も紹介されていまして、けれども、例えば労働局長賞をもらったという東京都の小田急百貨店などにおいては、介護休業制度についても介護補助金として基準賃金日額の六〇％を支給する、こういう積極的な取り組みなんかも行われているわけですね。

そういう意味でも、全体を引き上げるような方向で働きかけていくということが重要だ、育児にしろ、介護にしろ、仕事と両立できる環境をつくるのが社会の持続的発展につながるんだ、この点、改めて指摘をしておきたいと思ふます。

次に、財政単位の一元化問題で若干お聞きしたいと思ふます。

地共済と国共済の財政単位の一元化が図られるわけで、この点で、全体を一つにする一元化ではなくて、現行制度を残しての、両制度間での財政調整をする一本化という手法をとった、その理由というのはどこにあるのか、その点をお聞きしたいと思ふます。

○須田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正案におきます地共済と国共済の一元化でございませうけれども、これは、平成十三年の閣議決定におきまして、こうした二つの制度の財政単位の一元化を図ることとされているということに從うものでございまして、その意味で、両共済の組織、制度等は残したまま、財政調整を行いつつ、最終的に両共済の掛金、保険料率を一本化することにしているところでございます。

この理由でございませうけれども、まず、共済につきましては、年金事業のほかに医療保険及び福祉事業を、先ほど申し上げましたが公務員制度の一環ということもありますから、これら全体を一体的に運営しているということがございます。

また、年金事業につきましても、両共済それぞれの制度の成り立ちや特色、あるいは、これまで自助努力によって運営をなされてきておりますけれども、そうした結果あるいは経緯というものがございまして、こうしたことを考えた場合、今回、両制度の組織に新たな変更を加えないで財政調整をする方法が適切かつ現実的であるというふうに考えたところでございます。

○塩川委員 この一元化において、将来はどうか、二つの共済制度のすり合わせというのをどういうふうにするつもりなのか、その点、お聞きしたいんです。

例えば、積立金の積み立て度合いをならしめていくというようなことはどうか、また、積立金の運用先についても地共済と国共済の違いをそれぞれ、それについてはどういうふうに考えているのか、その点をお聞きします。

○須田政府参考人 今回の具体的な一元化でございませうけれども、両方の共済制度、おのずと財政状況が違います。また、現在の保険料率も違うというところがございます。

今後の進め方としましては、まず、両制度の年金給付費用と保険料収入とのバランスがそれぞれ違いますので、その格差を調整するための費用負担平準化のための財政調整というのを行い、さらに、そういうことを行った上で、基金等それぞれ持っていることがありますので、結果的に、いろいろな意味で、両共済の方の収支が片方は赤字であつたり片方が赤字であつたりということがございますので、その点を調整するための、年金給付に支障を来さないための財政調整と申しておりますけれども、こういった財政調整、この二つを行うことによって全体の財政単位の一元化を図ることとしていただいております。

この二つの財政調整でございませうけれども、これは、基本的には、両共済がこれまで積み立ててきましたそれぞれの年金積立金額そのものとは直接関係ないものですから、これとは別に算定しているために、御指摘のような形で、年金積立金額の差を一本化するとあるいは積み立て度合いを一つにするというものではないかと考えております。

○塩川委員 それぞれの共済の自主性を尊重する、保障するような対応を求めて、質問を終わります。

○佐田委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。質問をいたします。

政府・与党がまとめられた、そしてまた衆議院を通過いたしました年金制度改革法案、我々は改悪法案と呼んでおるんですが、この法案について、直近の各種世論調査等の結果によりまして、評価をしないとする国民の声が非常に多いんですね。共同通信の調査では、見送りをすべき六七％、毎日新聞、反対するという回答が六二％、朝日新聞、成立させるべきではない七〇％。

これはど多くの国民がこの法案に対して批判的である中、一日も早く成立をという声、先ほどから言われておりますが、この国民の声をどのように受けとめておられるか、まず大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○麻生国務大臣 問題点は多々あるかと存じますけれども、基本的には、今の制度、今回お願いをしております制度、それぞれ違いはあるとは思いますが、現状のままでいいと思つておられる方はおられませんので、私どもとしては、この案がすべて完璧、完全無欠とはとても申し上げられないと先ほど御答弁申し上げたとおりですが、現行のものよりは間違いなくよくなるものだと思つてお願いをさせていただいております。

○横光委員 現状のままでよいと思われている国民も少ないと思ふます。しかし、この法案はさら



によくないという声が、この七〇%近い数字にあらわれている、こういうことだと思ひます。

ですから、やはり国民の声を無視してまで、あるいはこの法案は、これからの国民生活、現在の生活、さらに将来の生活、すべての生活にかかわる年金の問題でございませう。そういった年金の問題の、七〇%に近い人たちがこれはよくないぞと言っている法案を国民に押しつけようとしているわけです。そういうふうには私は今、御答弁で受けとめました。

そもそもこの法案づくりの段階ですが、厚生年金の労働者、使用者、それぞれ幅広い皆さんが参加しております社会保障審議会、この年金部会において非常に長期にわたって真剣に論議されてきたわけですね。

そして、その取りまとめの中で今回の改革における重要な課題とされてきましたのが、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引き上げ、そして短時間労働者への厚生年金の適用拡大、これを実現すべき、行へべき、こういうふうにとまとめたわけですね。特にこの二分の一への引き上げにつきましては、平成十二年改正法附則に規定されておりますので、国会が国民に約束した事項である、年金に対する国民の信頼を確保していくために実現すべきものである、こういうふうにはこの年金部会ではまとめられたわけですね。

であるにもかかわらず、実現すべきとなつておりますが、何ら実現されておられません。つまり、具体的に法案において何ら措置されていないわけですね。これらの意見とは異なる内容になっている。年金部会の審議が出した答えと全然違う形の法案になっている。つまり、この年金部会の皆様方の声を聞きますと、何のためにこんなに論議をしてきたのか、全く意味がなかったではないかという声もあるわけですね。

その意味では、今回この年金部会の声は反映されなかった、そして、むしろそれは政府・与党によつてないがしろにされた、ねじ曲げられた、このように私は思っているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 厚生労働省においては、当然のことながら、年金部会等々の意見を十分に踏まえて国民年金及び厚生年金保険法の改正を取りまとめたものと承知をしております。あの改正案というものは随所にその意見が反映されておるところだと認識しておりますので、年金部会の意見がないがしろにして無視したとかいうような御指摘は当たらず、私は基本的にはそう思っております。

ただ、先ほどから何回も御答弁申し上げておりますとおり、年金につきましてはさまざまな御意見があることはもう確かでありませうので、今回の改正案というものは、現段階では一つの改正案として、一つの到達点だと思っております。

年金部会の主な御意見の中で、二分の一への引き上げにつきましては、これは本則上に措置した上で、附則において、平成十六年度から着手、平成二十一年度までに完了するとし、それから短時間労働者への厚生年金の適用拡大、先ほど何人かの御質問があつておりましたけれども、これも、改正法の附則におきまして、五年後をめどに検討の結果に基づき必要な措置を講ずるものと規定するということにされておりますので、いろいろ御意見はあろうかと思ひますが、それなりに意見を取り上げたと思っております。

○横光委員 そのようなお答えですが、いわゆる年金部会の最大の重要課題として挙げたのがさっきの二つなんです。これが結局この法案には盛り込まれていない。措置されていない。いわゆる審議会というのは各省庁にございませう。そして、尊重するということになっていませう。総務省でもいろいろな審議会がございませう。この年金には関係ない地方財政審議会等もございませうし、大臣はそういった審議会の答申は尊重されてきたわけですね。

ところが、今回の年金部会のこの長い間の論議、これも偏った人たちが集まっていらないんですよ、それぞれ幅広い人たちが集まった中でまと

まった、先ほど言った二分の一への引き上げ、あるいは短時間労働者への適用拡大、これらが何ら反映されていないということは、大臣が今言われたようにいろいろと反映されているということに全く当たっていない、私はそのように思っております。まず、このように、法案づくりのときから私はおかしいことが始まっているんじゃないか。

そして次は、この法案の審議の状況です。

関係者、当事者による検討が先ほど言いましたようになかなか反映されていない上に、さらに、厚生労働委員会における審議、わずか九日間、三十六時間程度の審議で一方的に打ち切っているわけですね。与党の皆様方は百年の安心と言っている大変重要な法案ですよ。それを、わずかこれらの短期間で審議を打ち切っている。このことも、民意が反映したものとなっていないと思ひがするわけですね。

とりわけ委員会のあり方、私は、佐田委員長は公平公正なおさばきをされていると思ひますが、さきの厚労委員会のさばき方はどうですか。大臣、わかりますか。やはり、委員長というのはあくまでも中立的立場ですよ。その方が、結果的には、みずからが義務を果たしていない法律案を強行的に採決してさばいた。このことが委員会のありようそのものに大きな問題を提起した、私はこのように思っております。

このいびつな委員会のあり方について、大臣はどのようにお考えですか。

○麻生国務大臣 厚生労働委員会の審議の適否につきまして、ちよつと発言をする立場にありませんし、感想を述べても余り意味がありませんので。

○横光委員 政府の一員であるならば、すべての国会の委員会のあり方というのはやはりしつかりとそれなりに把握しておくべきであらうと思ひしております。

私は思ふんです。要するに、与党の皆様方も、今回の法案、これはよくないぞ、これだけ国民が反発しているのを強行、これからまた参議院が残っていますが、やつていくのはよくないぞ、恐らく心中ではそう思つておられると思ひます。ですから、ここは心を無にして、やはり国民の声に耳を傾けていくべきだということを申し上げておきます。

また、今回のこの公的年金制度改革における政府としての基本的な認識、その認識は、今後日本経済が回復し、安定的な成長が持続していく、そのもとで、負担増を求めても現役世代の生活水準は毎年少しずつ上昇していくということを前提としております。確かに将来のことを予測することは非常に難しいことではございますが、それにしても、今回の政府のこの前提、私は、これは余りにも現実的には無理があるんじゃないかという気がしてなりません。

地方公務員共済年金につきましても、このような前提のもとで示されております厚生年金における賃金上昇率あるいは物価上昇率、運用利回り、こういった経済予測について、どのような考え方によつて今後の制度運営を図る所存なのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○須田政府参考人 お尋ねの経済予測でございませうけれども、具体的に地共済年金の保険料を決定するための財政再計算は本年十月に実施することとしてございまして、現在、そのための基礎データの把握やシステムの見直しなどの準備を行っているところでございます。

したがいまして、現時点で、この財政再計算に用いるこうした経済前提が具体的にどういふふうなものになるかということを確認的なことは申し上げられませうけれども、基本的には、今回の改正法案が厚生年金などの改正法案に準拠していることもありますので、厚生年金等の経済前提を参考に今後決めていくことにならうかと思ひております。

ただ、今後の社会経済状況の変化によりまして経済前提に変更が生じた場合につきましては、五年ごとに行われる財政再計算におきまして、改め

て、その時点における経済見通しに基づき所要の措置が講じられるものと考えております。

○横光委員 今、厚生年金制度の形を参考にしまして、そしてまた準じていくというお答えでございますが、今回の厚生年金における給付と負担にかかわる数値について、二〇〇九年度以降の賃金上昇率は名目で年率二・一％と想定しておりますね。年金保険料を引き上げても毎年一・九％ずつ手取り賃金が上昇することを前提としております。また、物価上昇率は年間で一％と見込んでいるわけですから、差し引き、実質的な賃金水準、可処分所得は毎年〇・九％ずつ上昇していく、このように想定しているわけです。

しかし、幾ら長期に及ぶ経済前提あるいは見通しであるとしても、このような予測で現実が推移していくと本当に思っておられるのか、到底私は考えられないと思うんですね。それはなぜかといえば、最近の経済動向を考慮すれば、だれもが疑問を呈するところであろうと思います。そのことに對する説得力のある説明は何ら果たされておられませんし、結果的に、政府案を構成する、政府案をつくっていくために、円滑な合意形成を図るためのものにすぎなかった、こう言わざるを得ないわけでございます。

これらの見込みに対して、賃金水準や物価が下降するような事態がさらに深刻化していった場合、政府はその根拠が覆ることになります。これは大変な問題でございますし、五年たつて再計算するということを言われましたが、そんなことでこの大きな構想が崩れていく、大変な政治責任になると私は思うんですが、本当に実現可能と思っておられるのか、大臣にお聞きしたいと思っております。

○麻生国務大臣 少なくとも、昨年の経済成長率は名目でプラスということをご想像された方は日本じゅうでゼロです。しかし、現実問題としては〇・七％プラスに平成十五年度になりました。もう公表されましたので御存じのとおりだと思いますが、少なくともマイナスに絶対なるといふ民間予

想も外れましたし、政府予測を大きく上回っております。

したがって、経済の先というのはなかなかわかりませんが、それによつて経済、物価の上昇率もさらにわからぬところだと思っておりますので、自信があるかないかと言われれば、自信があるから出したということだと存じますが、もしそういったことになった場合のことを考えて財政再計算というのが五年ごとになされるものだと思うっております。

○横光委員 仮に百歩譲つて政府案のとおり経済動向が推移したとしても、これから、来年はどうですか、介護保険の値上げがある。その次には医療保険の値上げが恐らく想定されておる。いわゆる実質的な賃金水準の伸び率は毎年〇・九％と言われておりますが、これは確実に下回るものになると思ひますよ。

さらに、保険料の引き上げはさまざまなところに悪い波及効果をもたらす。例えば、保険料の値上げでの事業主負担の増加によります雇用に対する影響が全く考慮をされていないことも、私は重大な問題だと思ふんですね。企業における社会保険料負担を回避する動きが現在でも顕著になっております。さらにこれはリストラに進むであろうし、あるいは適用外の非典型労働者への労働力の転換に移ろうとするでしょうし、さらには賃金水準の低下など、こういったものに移つていく非常に厳しい状況が想定されるわけですね。

となりますと、結果として厚生年金の空洞化が一段と深刻なものになる。これは、ひいてはさらに国民年金の空洞化にもつながるわけですが、国民年金の空洞化にもつながる。いわゆる四〇％の空洞化が、さらにこれから五〇％にもなりかねない。五〇％空洞化といつたらもう制度が成り立ちませんから、基礎年金の部分、制度が空洞化して、制度そのものが、維持するためにという法案と訴えておりますが、維持できなくなる法案になるんじゃないか、非常にそういう危惧をしております。

このことは、自治体、そして地方公務員を対象とする地共済年金においても例外とはならないと思ふんですね。同じ質問になりますので同じ答弁になろうかと思いますが、それほどに私は、この法案は厳しい法案になつていくだろうということですよ。

さらに、この保険料の引き上げは、ただただ年金関係だけでなく、これからの自治体の運営にも大変な大きな影響を及ぼすだろう。つまり、保険料の引き上げによつて、個人の社会保険料控除あるいは法人の損金算入、これが増加します。となりますと、所得税、住民税、法人税の課税ベースは縮小します。つまり、税収減へと発展するものになりますよ。年金財政がこの法案で仮に豊かになったとしても、逆に、間違いなく地方財政には悪影響が出てくる。これによる自治体財政への影響はどのようなものか。

そしてまた、公的年金制度における保険料の引き上げは、深刻化している、今でも大変な厳しい地方自治体財政に對して歳入の落ち込みといった非常に重大な影響を及ぼすことになると思ひます。政府案に基づくこの公的年金制度改革、年金問題と別に地方自治に重大な影響を及ぼすものと思ひますが、このことについて、大臣はどのような危惧をされておりますか。

○山口副大臣 今回の年金制度改革による年金保険料の値上げと税収、そして地方財政がどうだというふうなお話でございますが、やはり保険料の引き上げと税収との関係につきましては、将来の経済情勢とかあるいは税制改正、これも今検討中でありまして、そういったことの方が、年金保険料以外の不確定要素による影響という方がむしろ大きいんじゃないかなというふうな感じがいたしております。

同時に、年金給付が確保されて、ある意味でこの年金制度というのは若干信頼に足るんじゃないかなというふうな安心感が生まれた場合には、またこれはいい面が出てくるんじゃないかと思ひしております。

ちなみに、地共済で、いわゆる保険料負担で地方財政に負担がかかるという部分に關しましては、交付税でしっかりと措置をさせていただきたいと思ひしております。

○横光委員 この制度改正で安心感が生まれればよくなるんじゃないかというお答えがございましたが、安心感があれば何で国民の七〇％も心配をするんですか。そうでしょう。安心感なんか持たれないんですよ。ですから、不安なんだ。

国民は今回の法案に反対している理由として、保険料が上がるから、給付が下がるから、それが大きな理由じゃないんですよ。もう上がつてもいい、給付が下がつてもいい、やむを得ない、でも安心感のある制度ならいいところなんですよ。ところが、安心感があるところがないものだから国民は不安になつておる。ですから、少々の負担増あるいは給付減、これはもうやむを得ないと思ふな認識しておるんですよ。でも、それだけじゃないかというのが今回の国民の声なんですね。

そういった意味で、安心が生まれるというのはなかなか考えられない。地方交付税で措置すると申しておりますが、この保険料の引き上げは、私は、年金の問題だけではなくて、本当に地方自治にも大変な影響を及ぼすということを申し上げまして、質問を終わります。

○佐田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、マスコミの世論調査でも、国民多数が年金法案の成立反対、見送りの態度を表明する中で、この国民の声を無視する形で採決をしようとしているからであります。十七日の朝日、毎日、東京の各紙は、一斉に年

金法案に対する世論調査の結果を発表しています  
が、いずれの調査でも、年金法案を今国会で成立  
させるべきでない」と答えた人が六割から七割を占  
め、成立させるべきだと答えた人を大きく上回っ  
ています。また、保険料は上限を固定、給付は五  
〇％を確保という政府の説明もこの間の審議の中  
で破綻し、実態は百年安心どころか百年不安心と  
いう状況が明らかになっています。この国民の声  
にこたえて、年金法案は潔く撤回、出し直しをす  
べきであります。

第二は、法案が掛金の連続引き上げと給付額の  
自動的引き下げを内容とする年金制度改悪の関連  
法案の一つであるからであります。

法案は、給付額を自動的に引き下げるマクロ経  
済スライドの導入や、本来ならば今年度を実施し  
なければならぬ基礎年金の国庫負担二分の一の  
引き上げの先送りなど、主要な改正内容は国民  
年金法等の一部を改正する法律案に準じたものにな  
っています。掛金も、厚生年金の保険料の引き  
上げに準じて引き上げられていきます。問題は、  
保険料は上限を固定、給付は五〇％を確保という  
政府の説明が、実際には、国民年金の保険料は上  
限なしに引き上げられる、給付水準は現役世代の  
収入の四割台、三割台に引き下げられることが明  
らかになりました。掛金の連続引き上げ、年金額  
の大幅な引き下げは到底認められません。

第三は、物価の下落を理由にした障害共済年金  
や遺族共済年金の最低保障額等の引き下げの問題  
です。

物価スライドの措置とはいえ、これらの年金受  
給者の多くは、障害者あるいはその遺族など、年  
金受給者の中でも弱者と言われる人々でありま  
す。そうした人の年金額の引き下げは容認できる  
ものではありません。

年金法案を今国会で成立させるべきでないとい  
う多くの国民の声にこたえて、法案は撤回し、出  
し直すべきだということを指摘し、反対討論を終  
わります。(拍手)

○佐田委員長 これにて討論は終局いたしました

た。

○佐田委員長 これより採決に入ります。  
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法  
律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐田委員長 起立多数。よって、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員  
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任  
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○佐田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、消  
防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を  
改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総  
務大臣。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一  
部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 消防法及び石油コンビナート等  
災害防止法の一部を改正する法律案につきまし  
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上  
げます。

事業所における重大な火災事例に対処するた  
め、指定可燃物等を貯蔵し、または取り扱う場所  
の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めるこ  
ととともに、石油コンビナート等特別防災  
区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防

災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規  
定を整備する必要があります。また、最近におけ  
る住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅  
の用途に供される防火対象物の関係者が市町村条  
例で定める基準に従い住宅用防災機器を設置し、  
及び維持しなければならないものとする等所要の  
規定を整備する必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説  
明申し上げます。

第一に、指定数量未満の危険物及び指定可燃物  
その他指定可燃物に類する物品に係る火災予防対  
策の充実強化の観点から、従来の貯蔵及び取り扱  
いの技術上の基準に加えて、貯蔵し、または取り  
扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準につい  
て、市町村条例で定めることとしたしております。

第二に、石油コンビナート等特別防災区域の特  
定事業所に係る防災体制の整備の観点から、特定  
事業者が共同で広域共同防災組織を設置し、自衛  
防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせ  
ることができるようとしたしております。また、  
防災業務の適正化及び責任の明確化の観点から、  
特定事業者による防災業務の実施状況に係る定期  
報告制度を導入するほか、市町村長等による防災  
業務の運営に関する改善命令等を規定することと  
いたしております。

第三に、住宅の用途に供される防火対象物の関  
係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定  
める基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及  
び維持しなければならないこととしております。  
以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要  
であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら  
んことをお願い申し上げます。

○佐田委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし  
た。

次回は、来る二十五日火曜日午前九時二十分理  
事会、午前九時三十分委員会を開会することと  
し、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の  
一部を改正する法律案  
消防法及び石油コンビナート等災害防止法  
の一部を改正する法律

(消防法の一部改正)

第一条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)  
の一部を次のように改正する。

第九条の三に次の一項を加える。

指定数量未満の危険物及び指定可燃物その  
他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取  
り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の  
基準(第十七条第一項の消防用設備等の技術  
上の基準を除く)は、市町村条例で定める。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を  
第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加え  
る。

第九条の二 住宅の用途に供される防火対象物

(その一部が住宅の用途以外の用途に供され  
る防火対象物にあつては、住宅の用途以外の  
用途に供される部分を除く。以下この条にお  
いて「住宅」というの関係者は、次項の規定  
による住宅用防災機器(住宅における火災の  
予防に資する機械器具又は設備であつて政令  
で定めるものをいう。以下この条において同  
じ。)の設置及び維持に関する基準に従つて、  
住宅用防災機器を設置し、及び維持しなけれ  
ばならない。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基  
準その他住宅における火災の予防のために必  
要な事項は、政令で定める基準に従い市町村  
条例で定める。

第四十二条第一項に次の一号を加える。  
八 第二十五条第三項(第三十条の二及び第  
三十六条において準用する場合を含む。)の  
規定による情報の提供を求められて、正当  
な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽

の情報を提供した者

第四十四条第六号中「第九条の二第一項」を「第九条の三第一項」に改める。

第四十六号中「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)  
第二条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「業務を」を「業務(以下「防災業務」という。)を」に改め、同条第四項中「化学消防自動車」の下に「、泡放水砲を加え、同条第六項中「事務所の長」の下に「(以下「関係管区海上保安本部の事務所の長」という。)」を加える。

第十七条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定事業者は、その選任した防災管理者(第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。)に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならない。

第十八条第一項中「第十六条第二項の規定による業務」を「防災業務」に改め、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、前項の防災規程の変更を命ずることができる。

3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。  
第十九条第五項中「準用する。」を、「前条第三項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第三項中「前項」とあるのは、「次条第

五項」と読み替えるものとする。」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第二項の共同防災規程の変更を命ずることができる。

第十九条の次に次の一条を加える。  
(広域共同防災組織)

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるための広域的な共同防災組織(以下「広域共同防災組織」という。)を設置することができる。

2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならない。

4 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事(当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。)に届

け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

5 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長(広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。)に通知しなければならない。

6 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第三項の広域共同防災規程の変更を命ずることができる。

7 都道府県知事等は、前項の規定により変更を命ずるとき及び次項において準用する第十八条第三項の規定により停止を命ずるときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。

8 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織について、第十八条第三項の規定は第六項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第四項の規定は広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。

この場合において、第十八条第三項中「市町村長等」とあるのは「都道府県知事等」と、「前項」とあるのは「第十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

第二十條の次に次の一条を加える。  
(定期報告)

第二十条の二 特定事業者は、一年を下らない主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならない。  
第二十一条第一項第三号中「第十九条第四項」の下に「(第十九条の二第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項を次のよう

に改める。

2 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
第二十一条に次の一項を加える。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第二十四条第一項中「共同防災規程」の下に「広域共同防災規程」を加え、「及び共同防災組織」を「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(情報提供の要求)

第二十四条の二 災害の現場においては、市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。又はその委任を受けた市町村(特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。))の吏員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

第二十五条第一項中「特別区の存する区域においては、都知事。次項において同じ。」を削り、「第十六条第六項に規定する政令で定めらるる管区海上保安本部」を「関係管区海上保安本部」に、「又は共同防災組織」を「共同防災組織又は広域共同防災組織」に改め、同条第二項中「(特別区の存する区域においては、都の吏員及び同項に規定する)を」の吏員及びに、「管区海上保安本部」を「関係管区海上保安本部」に改める。  
第二十七条第三項第六号中「除く。」の下に

「との連絡を行い、」を加え、「連絡」を「連絡調整」に改める。

第二十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第三十一条第二項第九号中「及び共同防災組織」を、「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

第四十六条第一項第一号中「第三十一条第三項を第三十一条第四項」に改め、同項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の二第二項の規定による意見の聴取、同条第四項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項若しくは同条第八項において準用する第十八条第三項の規定による命令、第十九条の二第七項の規定による協議又は第三十六条第二項の規定による指定に関する事項については、総務大臣

第四十六条第二項第一号中「第十七条第五項若しくは」を「第十七条第六項」に、「の規定による届出、」を「若しくは第十九条の二第四項の

規定による届出、」に、「若しくは第十九条第二項の防災規程若しくは共同防災規程」を「の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程」に、「又は」を、「第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は」に、「第四十一条第一項を」第二十條の二若しくは第四十一条第一項に改める。

第四十九条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第二項」を「第十八条第三項第十九条第六項、第十九条の二第八項又は第二十一条第三項において準用する場合を含む。」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条の二の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

第五十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第二項」に改める。

第五十一条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消防法第九条の三に一項を加える改正規定並びに第二条中石油コンビナート等災害防止法第十六条第四項の改正規定、同法第十九条の次に一條を加える改正規定、同法第二十一条第一項第三号及び第二十四条第一項の改正規定、同法第二十五条第一項の改正規定（又は共同防災組織を、共同防災組織又は広域共同防災組織に改める部分に限

る。）、同法第二十七条第三項第六号及び第三十一条第二項第九号の改正規定、同法第四十六条第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同法第四十六条第二項第一号の改正規定（の

規定による届出、）を「若しくは第十九条の二第四項の規定による届出、」に改める部分及び「又は」を、「第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は」に改める部分に限る。）、同法第四十九条第三号の改正規定（同法第十九条の二第八項において準用する第十八条第三項に係る部分に限る。）並びに同法第五十条第三号の改正規定（同法第十九条の二第六項に係る部分に限る。）、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める

日  
二 第一条中消防法第九条の三を同法第九条の四とし、同法第九条の二を同法第九条の三とし、同法第九条の次に一條を加える改正規定、同法第四十四条及び第四十六条の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める

日  
（住宅用防災機器に関する経過措置）  
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法第九条の二第一項に規定する住宅（以下この条において「住宅」という。）における同項に規定する住宅用防災機器（以下この条において「住宅用防災機器」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第二項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村（特別区の存する区域においては、都）の条例で定める日までの間、同条第一項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定

については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）  
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 理 由

事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとするとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規定を整備するほか、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が市町村条例で定める基準に従い住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする等所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。







平成十六年五月二十七日印刷

平成十六年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D